

豊岡市障害者計画 (H30.3)

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針
(1)「自己実現できる」まちづくり				
①教育の充実				
学校施設、設備の改善 (教育総務課)	学校園において、障害のある児童、生徒が不自由さを感じないよう、障害のある人や保護者の意見を聞き、施設、設備のバリアフリー化を進めます。	小野小学校 プール改築(スロープ設置、多目的トイレ設置) 小野小学校 昇降口前スロープ設置	ほとんどの学校園が、バリアフリー法施行前に建築された古い施設であり、バリアフリー化を考慮していないため、改修が困難である。	豊岡北中学校 体育館トイレ改修
学校教育等の充実 (こども育成課)	障害のある児童、生徒、また、LD、ADHD、高機能自閉症など、生活や学習に何らかの支援を必要とする発達障害のある児童、生徒に対し、一人ひとりの障害の状態やその特性に応じた指導の充実を図るとともに、教育介助員を配置するなど生活や学習の支援を行います。 また、保育所、幼稚園、認定こども園などにおいても、児童一人ひとりの障害の状態やその特性に応じた教育、保育の充実を図ります。	(1) 保育所・認定こども園 公立保育所・認定こども園の軽度障害児3人に1人、中度以上障害児2人に1人の基準で保育士を加配することとしている。 30年1月1日現在の状況として、軽度障害児10人に対し、4人保育士を加配した。 (2) 幼稚園 公立幼稚園への介助員の配置 29年度→4園に介助員を各1人加配した。	増加する保育ニーズに対応するための保育士不足が問題となっている中で、障害児への対応のため通常保育の基準配置に加えてさらに追加配置する保育士や介助員の確保が大きな課題となっている。	(1) 保育所・認定こども園 公立保育所及び認定こども園は、軽度障害児3人に1人、中度以上障害児2人に1人の基準で保育士を加配する。 私立保育所及び認定こども園は、公立園の加配基準に準じ補助金を交付する。 (2) 幼稚園 公立幼稚園への介助員の配置を行う。
学校教育等の充実 (こども教育課)		・各校における、特別支援教育コーディネーターの複数配置を行った。 ・介助員、スクールアシスタントの配置と支援の充実を行った。 市内幼稚園・小・中学校内に 25校園 43名配置 ・学校生活支援教員(通級指導担当者)の配置と通級指導の実施 5名の配置 市内小・中学生 106名の通級指導を実施	特別な支援を要する児童・生徒が増加するとともに、対象児童・生徒の実態・その支援等は多様化・複雑化している。そのため、さらなる人的配置が望まれ、また、全ての教職員の専門性の向上が必要である。	・特別支援教育コーディネーターの複数配置の推進と特別支援教育の充実 ・介助員、スクールアシスタントの配置と支援の充実 ・学校生活支援教員(通級指導担当者)の配置と通級指導の実施 (※本年度同様の取組みである。)
サポートファイルの活用 (こども教育課)	発達障害のある児童など、何らかの支援を必要とする児童、生徒を対象に、サポートファイルを活用した支援を行います。 また、保護者や関係機関への周知を図るとともに、サポートファイルが就労期までつながる支援ツールとして活用されるよう、高等学校を含め、各関係機関の情報共有と連携強化を図ります。	・関係課と連携し、サポートファイル新規作成者の在籍校へ、サポートファイルの引渡しを行った。 ・関係課と連携し、サポートファイルの活用や作成について、特別支援教育コーディネーター(参加希望者)を対象に説明会を実施した。(1月12日 参加19名) ・関係機関と連携し、サポートファイル作成児在籍の小学校と、対象児童の実態や支援の方法を引き継いだ。	・サポートファイルの活用についての認知や活用について、教職員間、学校間での認識に差がある。 ・サポートファイル作成時期について、学校・保護者のニーズを把握し、検討する必要があるように感じる。 ・サポートファイルについて、高等学校等の周知が進んではきているものの、活用には十分でないように感じる。	・関係課と連携し、サポートファイル新規作成者の在籍校への、サポートファイルの引渡し。 ・関係課と連携し、サポートファイルの活用や作成についての説明会の開催。 ・関係機関と連携し、サポートファイル作成児在籍の小学校との引き継ぎの実施。
サポートファイルの活用 (こども育成課)		サポートファイル作成・記入にかかる説明会を実施	園で作成したサポートファイルの小学校への確実な引継ぎ	継続予定としている。
サポートファイルの活用 (社会福祉課)		①サポートファイルの管理依頼を行った。 ・新規作成 63名 ・進学に伴う引継ぎ 52名	高等学校へのサポートファイルの周知及びフォローアップが必要である	①サポートファイルの管理依頼を行う ・新規作成者及び進学に伴う引継ぎ者 ②サポートファイルの周知及び適切な運用

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針
		<p>(内訳) 小学校から中学校へ34名、中学校から高等学校へ18名</p> <p>②サポートファイルの周知及び適切な運用を各校に依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援計画、発達支援記録の作成及び保護者への確認の徹底 <p>③発達障害児等支援連絡会議の開催(平成29年8、12月、平成30年2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校卒業時のサポートファイルの活用について協議を行った。 <p>④平成29年度サポートファイル作成申込受付</p>	<p>高等学校卒業時、卒業後のファイルの活用について検討が必要である。</p> <p>サポートファイルの作成は進んできたが、ファイルの活用について学校及び保護者への周知が必要である。</p>	<p>を各校に依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援計画、発達支援記録の作成及び保護者への確認の徹底 ③発達障害児等支援連絡会議の開催 ・関係機関の連携、情報共有を行う ・高等学校卒業時、卒業後のファイルの活用について検討する ④平成30年度サポートファイル作成申込受付
<p>教職員の資質の向上と校内支援体制の充実 (こども教育課)</p>	<p>各種研修会、教育相談などを通じて、障害に対応する教育方法の検討協議を行い、教職員の資質の向上に努めます。</p> <p>また、障害のある児童、生徒に対する理解を深め、専門的な指導、支援ができるよう、校内支援体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター研修会の実施 (6/26 参加91名 2/22 参加91名) ・スクールアシスタント、介助員研修会の実施 (6/26 参加44名 12/25 参加44名) ・特別支援学級担任研修会の実施 (8/22 参加57名 10/18 参加57名) (7/28 参加204名) ・選択制研修講座(特別支援教育について)小・中学校教職員希望者対象 (7/28 参加204名) ・学校生活支援教員担当者会 月1回実施 ・豊岡市教育相談会 8回実施(夏季休業中) 参加27名 		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター研修会の実施 ・スクールアシスタント、介助員研修会の実施 ・特別支援学級担任研修会の実施 ・特別支援教育研修会の実施 ・学校生活支援教員担当者研修会の実施 ・豊岡市教育相談会の実施 <p>※今年度と同様の取組み(内容や方法等を検討し開催)</p>
<p>児童、生徒間の交流拡大 (こども教育課)</p>	<p>障害の有無にかかわらず児童、生徒がお互いの理解を深めるために、県立特別支援学校と地域の学校などとの交流の機会の充実に努めます。</p> <p>また、障害のある児童、生徒が障害のない児童、生徒とともに教育が受けられるよう、努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立特別支援学校との交流及び要請による居住地交流実施 ・特別支援学級と通常学級との交流の実施 (各校において) ・市内特別支援学級児童生徒の交流会の実施 	<p>・交流のねらいを明確にし、教育課程や年間指導計画等に位置づけ、より計画的・組織的・継続的に推進していく必要がある。</p> <p>・県立特別支援学校との交流については、学校の所在地との距離や授業時間数などの関係で、十分に取組んでいない実態がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ねらいを明確にした交流及び共同学習の実施 ・市内特別支援学級児童生徒同士の交流の実施 ・県立特別支援学校との交流の推進
<p>児童、生徒間の交流拡大 (こども育成課)</p>		<p>八条認定こども園3歳児35名程度と豊岡聴覚特別支援学校幼稚園部の3～5歳児4名程度が、(7、8、2月を除く)年間8回程度、遊び等を通して交流する。</p> <p>八条認定こども園園児は交流事業を通して、相手の立場を考えた態度や行動を経験する良い機会となっている。</p>		<p>継続予定としている。</p>
<p>児童、生徒間の交流拡大 (社会福祉課)</p>		<p>平成30年1月末現在「保育所等訪問支援」支給決定者数 176名 平成29年3月～平成29年12月 利用件数 110件</p>	<p>・保育所等訪問支援については実施機関が一事業所のみであるため、ニーズがあってもすべてに対応できない(学期に1回～1年に1回等)</p>	<p>引き続き、保育所等を利用中の障害児が、障害児以外の児童との集団生活へ適応するため、保育所等において専門的な支援を必要とする場合に「保育所等訪問支援」を提供する。</p>
<p>放課後等の支援の充実 (社会福祉課)</p>	<p>障害のある児童、生徒の特性に応じて、医療、福祉、学校、地域と連携し、地域における総合的な支援に努めます。中でも、保育所、放課後児童クラブとの調整や放課後等デイサービス、日中一時支援事業の充実により、児童の健全な育成に努めます。</p>	<p>相談支援事業所において、放課後等デイサービスのほか、放課後児童クラブや日中一時支援事業など、それぞれの利用者に合わせた計画を作成し、調整している。</p> <p>北但広域療育センターの放課後等デイサービスについて、平成30年4月から旧奈佐幼稚園に場所を移し、定員を5人から10人に増加。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域的に事業所から遠く、送迎の都合がつかずに利用ができない方も少なくない。 ・放課後児童クラブも、学校から距離があるところでは、身辺自立ができていても移動に難のある児(交通ルールの理解や危険認識が弱い等)が利用できないケースもあると聞く。 ・サービス利用によらない、地域活動への参加、受け入れについても理解や協力が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係機関と連携し、相談支援体制を充実し、障害児への適切なサービス提供を行う。 ・相談支援事業所と連携し、個々の特性や生活状況に応じた支援について調整する。

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取り組み方針
放課後等の支援の充実 (こども育成課)		放課後児童クラブでの障害児の受入れ人数・・・43人(20クラブ)	<p>・放課後等デイサービスについては、長期休暇中にサービスの利用も希望が集中するため、ニーズにあった利用ができない場合がある。</p> <p>放課後児童クラブは、専用の施設を持たず幼稚園や小学校の空きスペースを利用して運営しているところがほとんどであるため、障害を持つ児の特性に対応する環境が十分整っていない(クールダウンする部屋等)。また、職員についても対応できるスキル、知識等を持つ者をそれぞれに配置できる体制にない状況である。</p>	<p>児童クラブは、放課後等に異年齢で集団生活をする場所であるため、児童を受け入れるにあたって、児童の特性や障害の程度、これまで在園していた保育所や幼稚園での生活、職員の児童への関わり方など、児童の状況を把握する。</p> <p>日常生活を営むのに支障のない児童については、保護者との面接で児童の日常生活状況等を丁寧に聞き取り、必要に応じて補助員を配置するなど、障害児の受け入れに努める。</p>
通学、通園支援の実施 (社会福祉課)	保護者の入院等、やむを得ない理由がある場合の通学、通園支援について、個別の事情に応じたサービス提供を行います。	母の出産前後に伴う入院時期に、開催された会議に出席し、児童の通園支援について協議を行った。	<p>・サービスの利用で解決するケースと、学校や地域の協力により解決できるケースがあり、必要に応じて地域資源の情報提供や、民生委員等への協力依頼ができる体制も必要</p> <p>・重度心身障害児や医療的ケア児の通学に関する課題に対して、協議の場が必要</p>	引き続き、障害のある保護者、また保護者の出産、病気等、やむを得ない理由がある場合、移動支援等のサービス利用など、個別の事情に応じたサービスの提供を行う。
北但広域療育センターにおける相談、支援体制の充実 (社会福祉課)	北但広域療育センターにおいて、専門職による幼児期からの一貫した療育指導、訓練を提供するとともに、保護者や家族への支援の充実、関係機関等との連携体制の構築を図り、総合的な障害児・者療育を行います。また、利用希望者の増加に対応するため、職員の適切な配置や北但広域療育センターのあり方を検討するなど、支援体制の充実に努めます。	<p>児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用希望者増加に伴い、受入拡大のための定員増加と職員及び部屋の確保が必要になるため、平成30年度からの体制について香美町、新温泉町と指定管理者との間で協議を行った。</p> <p>【平成30年度から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援について、定員を15人から20人に増加。 ・放課後等デイサービスについて、現施設から旧奈佐幼稚園に場所を移し、定員を5人から10人に増加。 	北但広域療育センター相談支援事業所及びあほくたんでは、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の増加を図り、相談支援体制を充実することが必要である。	北但広域療育センター相談支援事業所及びあほくたんにおいて、利用希望者の増加に対応できるよう、職員の適切な配置と支援体制の充実に努める。
②雇用・就労の促進				
障害のある人の就労支援施設などの支援 《拡充》 (社会福祉課)	就労訓練の場を提供している就労移行支援事業所、地域活動支援センターなどの運営を支援します。また、障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進します。	<p>障害のある人の経済的・社会的自立に向けた最初のステップとして、個々の課題に合わせて、就労移行支援・就労継続支援事業所や地域活動支援センターの活用をすすめている。地域活動支援センターについては、安定的な運営ができるよう補助金を交付。(10ヶ所、補助金交付決定額 60,371千円)</p> <p>物品等の優先調達については、庁内各課から取りまとめ、市の調達方針を策定し、市ホームページに公表した。</p>	<p>市内の就労移行支援事業所が減少しており、就労準備を高めるための評価を受けられる機会が減少している(平成30年4月から1箇所のみ)。</p> <p>就労アセスメントの需要に応えられるか厳しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労系障害福祉サービス事業所への市としての側面的支援を検討する。 ・地域活動支援センターの安定的な運営のため、補助金の交付を継続する。 ・障害者就労施設等からの物品等の優先調達を継続する。 ・就労移行支援事業所の減少については、障害者自立支援協議会と連携し、取り組みを検討する。
雇用・就労準備の支援 (社会福祉課)	障害者就業・生活支援センターや相談支援事業者と連携し、障害の特性に応じた職業準備訓練を促進しま	自立支援協議会しごと部会と連携し、市広報紙で職業準備訓練の場となる就労系障害福祉サービスについての情報提供を行った。	市内の就労移行支援事業所が減少しており、職業準備訓練が行える場が少ない。	就労移行支援事業所以外の就労系障害福祉サービス事業所のスキルアップを行う。

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針
雇用・就労機会の拡充 (社会福祉課)	<p>障害のある人の雇用については、市役所などの公共機関での障害種別に偏らない率先雇用に努めるとともに、民間企業などへ働きかけ、公共職業安定所など関係機関との連携により雇用・就労機会の拡充に努めます。</p> <p>また、従来の形にとらわれない新しい雇用の視点に基づいた、障害者への配慮をします。</p>	<p>自立支援協議会しごと部会と連携し、民間企業に対し障害者雇用の拡充につながる取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用啓発動画の作成、活用 ・市広報にて障害者雇用を行っている企業を紹介 <p>但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就業支援ネットワーク会議へ参加し、関係機関との連携や情報共有を行った。</p>	<p>公共職業安定所と連携しての取り組みは実施できていない。市単独ではなく公共職業安定所と市と共同で民間企業などへの働きかけを行う必要がある。</p>	<p>公共職業安定所との共同した取組みを検討する。</p> <p>自立支援協議会しごと部会と連携し、民間企業に対し障害者雇用の拡充につながる取り組みを行う。</p> <p>但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就業支援ネットワーク会議へ参加し、関係機関との連携や情報共有を行う。</p> <p>また、短時間の雇用など、従来の形にとらわれない新しい雇用の視点について、今後検討していく。</p>
雇用・就労機会の拡充 (職員課)		<p>障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率を満たすよう、障害のある人の雇用を維持する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日から法定雇用率が現在の2.3%から2.5%へ引き上げされる。また、平成33年4月までに更に0.1%引き上げとなる。 ・平成29年6月の豊岡市役所の障害者雇用率は、市長事務部局が2.92%教育委員会部局が3.17%で法定雇用率2.3%を達成している。このままであれば雇用率引上げ後の2.5%も達成できるが、今後退職等が見込まれることから、更なる雇用拡大を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日からの法定雇用率2.5%の達成へ向け求人を行う。 ・社会福祉部門と連携を取りながら、引き続き精神や知的障害者の雇用拡大を図る。
事業主や職場の理解 (社会福祉課)	<p>事業主や職場の人が、障害のある人の雇用に関する理解と認識を深めることができるよう、公共職業安定所など関係機関との連携により、啓発を強化します。</p> <p>また、トライアル雇用や職場実習の受け入れなどの理解の促進に努めます。</p>		<p>民間企業への障害者雇用の働きかけの方法を検討する必要がある。</p> <p>民間企業とのネットワークを作る必要がある。</p>	<p>公共職業安定所との共同した取組みを検討する。</p> <p>自立支援協議会しごと部会と連携し、民間企業に対し障害者雇用の拡充につながる取り組みを行う。</p>
各種関係機関の連携、ネットワークづくり (社会福祉課)	<p>雇用・就労の促進と安定雇用に向けて、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、企業、福祉施設、学校などの連携強化に努めます。</p> <p>障害者自立支援協議会を核として、関係機関との連携強化を図ります。</p>	<p>但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就業支援ネットワーク会議へ参加し、関係機関との連携や情報共有を行った。</p> <p>障害者自立支援協議会にしごと部会を設け、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所に参画いただき、関係機関との連携を図った。</p>		<p>但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就業支援ネットワーク会議へ参加し、関係機関との連携や情報共有を行う。</p> <p>引き続き、障害者自立支援協議会にしごと部会を設け、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所に参画いただき、関係機関との連携を図る。</p>
職場の定着のための支援の充実 (社会福祉課)	<p>継続的な雇用につながるよう、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業者と連携し、障害のある人が就労する企業に対し、障害特性に関する理解の促進を図ります。</p>			<p>但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就業支援ネットワーク会議へ参加し、関係機関との連携や情報共有を行う。</p> <p>引き続き、障害者自立支援協議会にしごと部会を設け、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所に参画いただき、関係機関との連携を</p>

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針
I Tの活用支援 (社会福祉課)	障害のある人が、就労のためにパソコンやスマートフォンを活用できるよう、地域生活支援事業における講習会などを通じてI Tの利用促進を図ります。		講習会等の内容について、ニーズを把握する必要がある。	図る。 講習会の内容についてニーズ調査を行う。
③社会参加・生きがいづくり				
地域活動支援センターなどの支援 (社会福祉課)	社会参加や自立支援の場でもある地域活動支援センターなどの運営を支援します。	地域活動支援センター 10 か所 補助金交付決定額 60,371 千円 H30年2月、地域活動支援センター交流会を実施 市HPや市広報紙で地域活動支援センター啓発 関係機関の窓口で地域活動支援センター紹介パンフレットをおき、相談者に配布(今年度内容修正し増刷予定3月)	利用者が少ない事業所もあり、実施要綱に規定された「概ね10人以上」に満たない事業所もある。どうすれば利用が増えるか、検討が必要。 自力通所を基本としているため、障害特性で公共交通機関を利用しにくいなど、通所に課題もある。 センターでの日中活動が、閉じこもり防止にはなっているが、定着の場となっており、そこからの更なる自立の機会には繋がりにくい状況にある。	引き続き、地域活動支援センターなどの運営を支援する。 交流会の開催 パンフレットやHPで啓発を図る。
移動、交通手段の充実 《拡充》 (都市整備課)	障害のある人が地域において自立した生活を営める環境づくりや、社会参加しやすい環境づくりをめざし、移動の不自由さの解消、交通手段の充実に努めます。 また、障害のある人にとって電車やバスなどの公共交通機関が使いやすくなるよう取り組みを進めます。	①鉄道交通対策支援 市内基幹交通である鉄道(JR,北近畿タンゴ鉄道)への運営支援 ②バス交通対策支援 通勤・通院といった市民の身近な交通機関である路線バス(コバス・イナカー・チクタク)への運営支援 ③但馬空港利用促進 大阪、東京等ビジネスの拠点となる都市部への速達性の高い交通機関である空港利用に対する運営支援 ④産官学連携による公共交通空白地対策 近畿大学+大阪大学と連携し、城崎右岸地区を対象したデマンド型交通サービスの実証実験を開始。	①自家用車の普及、地域人口の減少といった社会情勢の変化に伴い、公共交通機関利用者の減少に歯止めが利かず、利用運賃の減少により、運行事業者や公費の負担が増加しており、事業継続性が課題である。 ②公共交通利用者は、利用目的や身体状況も多様であり、急速な高齢化が懸念される中、一般的利用者(公共交通)と身体介助等が必要な利用者(福祉交通)に対する役割の明確化が不十分となっている。	①鉄道交通対策支援 市内基幹交通である鉄道(JR,北近畿タンゴ鉄道)の運営支援等 ②バス交通対策支援 通勤・通院等、市民の身近な交通機関である路線バス等(コバス・イナカー・チクタク)への運営支援 ③但馬空港利用促進 大阪、東京等ビジネスの拠点となる都市部への速達性の高い交通機関として運営支援 ④産官学連携による公共交通空白地対策 近畿大学+大阪大学と連携し、城崎右岸地区を対象したデマンド型交通サービス実証実験の継続(2年目) ⑤公共交通再編調査 地域の様々な実情等を調査し、地域特性に応じた新しい交通モードの検討を進める。
移動、交通手段の充実 《拡充》 (高年介護課)		・高齢者等の移動制約者が安心して在宅生活を送ることができるよう、市HP等を通じて事業の周知を行い、効果的な事業実施に努めた。 ○外出支援サービス助成事業 (H29.12月末現在)	今後、後期高齢者の増加とともに利用者が増加し、助成額の増加が見込まれるため、助成額と自己負担額のバランスについての検討が必要。	人工透析患者・重度介護者等の移動制約者が在宅生活を継続するため、本事業は大きな役割を果たしており、引き続き事業を継続する。 外出支援サービス助成事業登録優勝運送事業者の確保に努める。

人工透析患者 区分	車椅子等必要 者区分	その他区分	合 計
--------------	---------------	-------	-----

施策名 (所管課及び関係団体)		施策内容	今年度事業実績				課題	来年度取組み方針	
			交付決定者(人)	43	699	217	959		
			延利用回数(回)	3,510	6,805	1,866	12,181		
			助成金額(円)	10,004,340	13,949,360	2,604,660	26,558,360		
	移動、交通手段の充実 《拡充》 (社会福祉課)		・福祉タクシー・バス共通利用券の交付 H27 交付者数 194人 利用実績額 2,400,700円 H28 交付者数 189人 利用実績額 2,300,700円 H29 交付者数 174人 利用実績額 1,910,400円 (H29.12月利用分まで)				・制度内容について、対象者への周知が必要。 ・近年、利用者数が減少傾向にある。 ・共通利用券が使いやすくなるようにとの要望をいただいている。	・引き続き、制度の内容について、対象者へのさらなる周知を図り、重度の障害のある方々の積極的な社会参加を図る。 ・共通利用券の利用方法について検討を行う。 ・鉄道会社への要望等について、市としても支援していく。	
	コミュニケーション手段の確保 (社会福祉課)	視覚や聴覚に障害のある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者などの派遣を行うとともに、手話、要約筆記、点訳、朗読奉仕員の人材の養成、確保を図ります。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の周知、技術の向上に努めます。	「手話通訳者設置事業」 「手話奉仕員養成講座(入門課程)」(12日間・24講座・36時間) 7/22～12/23 申込者数9名 「豊岡市登録手話通訳者研修会」(5回)7/28～12/8 ・手話通訳者派遣件数：265件(平成30年2月末現在) ・要約筆記者派遣件数：12件(平成30年2月末現在)				受講者が少なく、講座が進むにつれ、さらに減少している現状がある。 広く手話に親しんでもらえるような事業の考察が必要。	「手話通訳者設置事業」 「手話奉仕員養成講座(入門課程・導入)」(1日間 1.5時間) 6、7月で計画する 「手話奉仕員養成講座(入門課程)」(12日間・24講座・36時間) 7月か8月頃から3か月で計画する 「豊岡市登録手話通訳者研修会」(5回)8月～11月の間	
	地域活動への参加促進 (社会福祉課)	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出の支援を行います。 また、障害のある人がスポーツ、文化事業、コミュニティなどの地域活動へ参加しやすい環境づくりに努めるとともに、教養や知識を高めるための生涯学習の機会の充実を図ります。	移動支援事業(平成30年1月末) 延利用時間実績2,269.5時間、実利用者57人 [スポーツ大会] ○平成29年10月9日(月)豊岡市身体障害者スポーツ大会 総合体育館 参加者108名(当事者91名、スタッフ17名) ○平成29年10月20日(金)視覚障害者ボーリング大会 豊岡アーバンボウル 参加者14名(当事者7名、ボランティア7名) ○平成29年10月14日(土)豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会練習(南但) おおやアート村BIG LABO 参加者(当事者)30名 ○平成29年10月28日(土)豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会練習(北但) 豊岡市役所立野庁舎 多目的ホール 参加者(当事者)36名 ○平成29年11月4日(土)豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会 豊岡総合スポーツセンター陸上競技場 参加者(当事者)37人 [居場所づくり事業] 障がい者(児)居場所づくり事業において、社会参加のきっかけ、仲間づくり、地域住民とのふれあい・理解を目的に4回程度開催。 ・豊岡北地域：ふらっとサロン(対象地域：豊岡北中学校区)				受講者が少なく、講座が進むにつれ、さらに減少している現状がある。 広く手話に親しんでもらえるような事業の考察が必要。	移動支援事業を継続実施 [スポーツ大会] ○平成30年10月8日(月)豊岡市身体障害者スポーツ大会 総合体育館 ○平成30年10月19日(金)視覚障害者ボーリング大会 豊岡アーバンボウル ○平成30年10月 豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会練習(南但) ○平成30年10月 豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会練習(北但) ○平成30年11月3日(土)豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会 豊岡総合スポーツセンター陸上競技場 [居場所づくり事業] 引き続き、障がい者(児)居場所づくり事業を実施。 ・豊岡北地域：ふらっとサロン(対象地域：豊岡北中学校区) ・豊岡南地域：サロンきらら(対象地域：豊岡南中学校区) ・城崎地域：あいあいカフェ	

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針
		<ul style="list-style-type: none"> 豊岡南地域：サロンきらら（対象地域：豊岡南中学校区） 城崎地域：あいあいカフェ（対象地域：城崎地域） 日高地域：だぶるぴーす（対象地域：日高地域） 出石地域：ほっとサロン（対象地域：出石地域） 但東地域：♥（はーと）すまいる（対象地域：但東地域） ※竹野地域は、自主事業で実施		<ul style="list-style-type: none"> 日高地域：だぶるぴーす 出石地域：ほっとサロン 但東地域：♥（はーと）すまいる
地域活動への参加促進 (生涯学習課)		①人権教育・啓発事業に関しては、可能な限り、講演会等において手話、要約筆記を活用し、また優先座席を準備し、さまざまな障害に対応している。 ②生涯学習課主催の各行事において、障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めている。 <ul style="list-style-type: none"> チケット料金の割引 「子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭」 料金：大人¥3,000（ハート割引：障がい者手帳が交付されている方とその介添いの方お一人まで半額） 障害のある人の優先シートの設置、手話、要約筆記の活用 「平成 29 年度豊岡市成人式」 	障害のある人への効果的な広報活動	豊岡市人権教育推進協議会と共同で実施する人権教育・啓発事業については、これまでと同様に障害の有無等に関わらず参加しやすい環境づくりに努める予定です。 生涯学習課主催の各事業においても積極的に手話や要約筆記を活用し、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。
障害者団体の活動の活性化 (社会福祉課)	障害のある人が生きがいのある生活を送るために、障害者団体の自発的な活動とその活性化を促進します。 また、障害者団体をはじめ、障害のある人のさまざまな思いを施策に反映させるため、意見を聞く場の確保に努めます。	補助金 豊岡市身体障害者福祉協会 1,151 千円 手をつなぐ育成会 383 千円 負担金 但馬地区身体障害者協議会 50 千円（平成 28、29 年度は豊岡市が事務局） 手をつなぐ育成会但馬ブロック研修会 60 千円 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の策定に伴い、障害種別（9 グループ）ごとにグループインタビューを実施した。 視覚 8/4、発達 8/8、肢体・内部 8/21、障害児等 8/21、聴覚 8/22、精神 8/25、知的 8/27、重心 9/4、特別支援 9/5	計画策定をしない年度に障害のある方から意見を聞く機会を検討する必要がある。	引き続き、関係団体に補助金、負担金を交付する。 新規事業を行う際には、適宜意見を聞く場の確保に努める。
スポーツ、文化活動参加への促進 (社会福祉課)	(財)兵庫県障害者スポーツ協会主催の障害者スポーツ指導員養成講習会や兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加を促すとともに、レクリエーション及びスポーツ大会の開催などを通じて、障害のある人同士や障害のない人との交流を促進します。また、障害者スポーツ振興を推進します。 さらに、身近で気軽にスポーツに親しむことができるよう、だれもが利用しやすい施設などの整備を図ります。 豊岡市美術展や兵庫県障害者作品	○平成 29 年 10 月 9 日（月）豊岡市身体障害者スポーツ大会 総合体育館 参加者 108 名（当事者 91 名、スタッフ 17 名） ○平成 29 年 10 月 20 日（金）視覚障害者ボーリング大会 豊岡アーバンボウル 参加者 14 名（当事者 7 名、ボランティア 7 名） ○平成 29 年 10 月 14 日（土）豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会練習（南但） おおやアート村 BIG LABO 参加者（当事者）30 名 ○平成 29 年 10 月 28 日（土）豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会練習（北但）豊岡市役所立野庁舎 多目的ホール 参加者（当事者）36 名 ○平成 29 年 11 月 4 日（土）障害者スポーツ・チャレンジ大会 豊岡総合スポーツセンター陸上競技場 参加者（当事者）37 人		○豊岡市身体障害者スポーツ大会開催（平成 30 年 10 月 8 日（月））総合体育館にて開催予定。 ○豊岡市身体障害者スポーツ大会（視覚障害者ボーリング大会）平成 30 年 10 月 19 日（金）豊岡アーバンボウルにて開催予定。 ○豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会（日時未定）豊岡総合スポーツセンター陸上競技場にて開催予定。 ○豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会練習会 南但練習会（日時未定） おおやアート村 BIG LABO にて開催予定。

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針																														
	展への出展を促すなど、絵画、写真などの趣味や自主的な文化活動への意欲向上を図り社会参加を促進します。	※ オリンピック・パラリンピック等経済界協議会の協力を得て開催 ○「がっせえアート5人展」 平成29年8月6日(日)～8月11日(金) 豊岡稽古堂市とNPO法人との共催で開催		北但練習会(日時未定) 豊岡総合スポーツセンター陸上競技場にて開催予定。 ○がっせえアート展(NPO法人との共催)																														
スポーツ、文化活動参加への促進 (文化振興課)		・平成29年11月1日～11月5日 豊岡市美術展 特別支援学級作品 42点(71名) 展示(H29年度)		・平成30年10月31日～11月4日 豊岡市美術展 特別支援学級作品 約50点展示(H30年度)																														
スポーツ、文化活動参加への促進 (スポーツ振興課)		11月4日(土) 障害者スポーツチャレンジ大会への派遣(豊岡市スポーツ推進委員2名) 1月13,20,27日(土) 障害者スポーツ指導員養成講座受講(豊岡市スポーツ推進委員3名) 12月3日(日) スポーツ推進委員会女性委員会でのパラリンピック種目(ボッチャ)の研修会参加(豊岡市スポーツ推進委員5名)	・障害者スポーツ指導員の養成を行っているものの、現在は5名に留まっている。 ・スポーツを通して、障害のある人同士や障害のない人との交流する機会が少ない。	引き続き、障害者団体へのスポーツ指導、スポーツ大会協力及び関連講習会への参加を推進していく。																														
(2)「人と人が支え合う」まちづくり																																		
①広報・啓発																																		
計画に関する施策の広報活動 (秘書広報課)	計画内容が広く市民に伝わるよう各種媒体を通じて情報提供を行います。また、計画に関連するさまざまな取り組みについて、広報に努めます。 【各種媒体】 ○市広報紙 ○市ホームページ ○市出前講座 ○防災行政無線 ○FMジャングルなどの報道機関	○市広報紙 毎月25日発行 ○市ホームページ 健康福祉部局関連記事の閲覧件数 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="10" style="text-align: right;">(単位:件)</th> </tr> <tr> <th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11,436</td><td>13,023</td><td>21,432</td><td>15,136</td><td>19,204</td><td>20,809</td><td>27,610</td><td>19,583</td><td>21,847</td><td>170,060</td> </tr> </tbody> </table> ※なお、市全体の新規コンテンツによる情報発信は毎月約80件(H29.4～12) ○市出前講座 メニュー数2講座([28 障害福祉サービスについて][29 障害者差別解消法について]) ※なお、実績0件(H30.2.5現在) ○防災行政無線 随時、情報発信 ○FMジャングルなどの報道機関 随時、情報発信	(単位:件)										4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	11,436	13,023	21,432	15,136	19,204	20,809	27,610	19,583	21,847	170,060	引き続き、障害や障害のある人に対する誤解や偏見をなくするための広報・啓発を図る必要がある。なお、多くの市民に伝わる情報発信を行うためには、障害福祉担当部局からの積極的なPR(情報提供)が不可欠である。	○市広報紙 ○市ホームページ ○市出前講座 ○防災行政無線 ○FMジャングルなどの報道機関などによる広報
(単位:件)																																		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計																									
11,436	13,023	21,432	15,136	19,204	20,809	27,610	19,583	21,847	170,060																									
計画に関する施策の広報活動 (社会福祉課)		施策を行う際には、市広報紙および市ホームページに掲載し、広報を行う。		施策を行う際には、引き続き、市広報紙および市ホームページに掲載し、広報を行う。																														
障害のある人の支援者への理解の促進 (社会福祉課)	保健、医療、福祉関係者、民生委員児童委員、社会福祉協議会、サービス提供事業者などが、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、抱えている課題を把握するため、障害のある人を交えた研修や交流会を開催します。	障害者自立支援協議会により、平成30年度当初に実施予定のヘルパー研修会に向けたアンケート調査を行った。		障害者自立支援協議会により、ヘルパー研修会を開催																														
障害のある人の支援者		・障害者クリスマス会、スポーツ大会等を通じ障害のある方、ボ	・障害や障害のある人に対する誤解や偏見を	・地域の中で気軽に集える場を創出し、ボ																														

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針
への理解の促進 (社会福祉協議会)		ランティア、学生等が交流することで相互理解を図った。 ・週末を中心に市内各地域で地域住民やボランティアの協力を得ながらサロン（居場所）を実施した。	なくすため広報・啓発を図ると共にその効果を振り返る必要がある。 ・地域の居場所について、参加者もボランティアも固定化されつつあるので、周知方法や新しいボランティアの発掘が課題。	ランティアや地域住民を交えながら交流を図り、地域における居場所作りの推進を行う。 ・ボランティア・NPO等と協働し、福祉教育や出前講座を通じ障害や障害のある人に対する理解を図り、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりをすすめる。
広報・啓発活動の充実 (社会福祉課)	障害者週間や人権週間などの機会をとらえ、障害や障害のある人、特に外見ではわかりにくい障害に対する市民意識の向上に向けて、広報・啓発活動を効果的に進めます。 また、障害のある人が中心となって企画する啓発イベントなどの実施を促進します。	障害者週間（12月3日～9日）に合わせ、市広報12月号（11月25日発行）に、精神障害に関する内容を掲載し、市民の障害に対する意識向上と啓発を図った。	障害や障害のある人に対する市民意識の向上に向けての効果的な広報・啓発	障害者週間の意義について、市広報紙や市ホームページに掲載する。
広報・啓発活動の充実 (生涯学習課)		①「兵庫県人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間（8月）にあわせて、市民ふれあいのつどいパート1（8/11(金・祝)人権映画鑑賞会）を開催し、障害者差別をはじめとするさまざまな人権課題（差別解消）に関する啓発を行った。 ②人権週間（12/4～12/10）にあわせて、市民ふれあいのつどいパート2（11/26(日)式町水晶は～とふるコンサート）を開催し、障害者差別の解消に関する啓発を行った。 ③人権啓発誌『かがやき』第25号（10/25発行・全戸配布）で、障害の有無から考える「普通」・「常識」とは何かを取り上げた。 ④豊岡支部では、パラリンピアンアスリートを講師に招き、障害者差別解消に向けた人権啓発を行った。他支部においても、講師に落語家を迎える等、多くの人に障害に対する理解をすすめるよう取組を行った。（計3回）	講演会などの人集め方式では、参加者の高齢化が進み、かつ、同じような顔ぶれが多くなっている。 落語、音楽、スポーツ等と抱き合わせ、「人権」という言葉の持つ堅苦しさを払拭するよう取り組んでいるが、人集めが難しい。特に普段「人権」を意識しなくても生活できる無関心層（特に若年層）に対する伝播力が弱い。	今年度と同様に障害者差別の解消をはじめ、さまざまな人権課題の解消に向けた人権啓発活動を、豊岡市人権教育推進協議会と協力し各地で実施していく予定である。
地域における福祉教育、人権教育の推進 (社会福祉課)	市の出前講座など市民のニーズに応じた学習機会、学習メニューの提供に努めます。障害者団体のみならず、多くの人の参加を得られるよう工夫し、障害や障害のある人に対する正しい理解を深める取り組みを進めます。 また、障害への理解や好ましい人間関係の構築のため、障害のある子どもとともに学び育つ機会の拡充に努めます。		出前講座は、申し込みがないと実施できないため、障害に対する正しい理解をしてもらうよう、積極的に学習機会を設ける必要がある。	地域及び企業の方に、障害に対する正しい理解をしてもらえるような取組みを実施する。
地域における福祉教育、人権教育の推進 (こども教育課)		・第3次とよおか教育プラン平成29年度実践計画に、今日的な人権課題（いじめ・インターネットによる人権侵害・女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人等に対する人権課題）に対応した人権教育の充実を取組として位置付けた。	児童生徒の人権尊重の理念に対する理解を深める直接の役割を担っているのは、現場の教職員である。そのため、教職員のさらなる人権意識の高揚と指導力の向上が求められる。	今年度と同様に、とよおか教育プランに、人権教育資料を活用した校内研修など、人権教育の充実にかかる取組を位置付け、今日的な人権課題（いじめ・インターネットに

施策名 (所管課及び関係団体)		施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取り組み方針
			・人権教育資料等を活用した発達段階に応じた教育を行った。		よる人権侵害・女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人等に対する人権課題)に対する理解の促進、共生社会の実現をめざす教育を推進していく予定である。
	地域における福祉教育、人権教育の推進 (こども育成課)		障害の有無、種別を問わず、入園希望者は可能な限り(施設定員、保育士等の配置基準内)受け入れ、他の健常児とともに同じ保育、教育を提供している。 また、北但広域療育センター「風」やこども支援センターと情報交換し、指導・助言を受けている。	増加する保育ニーズに対応するための保育士不足が問題となっている中で、障害児への対応のため通常保育の基準配置に加えてさらに追加配置する保育士や介助員の確保が大きな課題となっている。	保育所、認定こども園、幼稚園において、障害の有無にかかわらず、子ども達が共に育つ教育・保育の充実に努める。
	地域における福祉教育、人権教育の推進 (生涯学習課)		①各種団体の学習会に人権教育推進員を派遣した際、「障害者差別解消法」の制定等について触れるよう取り組んだ。(7回) ②知的障害を取り上げた人権啓発ビデオを各種団体に貸し出し(無料)、共生社会について考察した。(23回)	落語、音楽、スポーツ等と抱き合わせ、「人権」という言葉の持つ堅苦しさを払拭するよう取り組んでいるが、人集めが難しい。特に普段「人権」を意識しなくても生活できる無関心層(特に若年層)に対する伝播力が弱くなっている。	今年度と同様に障害者差別の解消をはじめ、さまざまな人権課題の解消に向けた人権教育活動を、豊岡市人権教育推進協議会と協力し各地で実施していく予定である。
	交流活動の促進 (社会福祉課)	障害のある人とない人が気軽に交流できる行事や催し物への取り組みを支援し、市民の相互理解や障害のある人の社会参加及び交流活動を促進します。	居場所づくり事業については、6ページに掲載		居場所づくり事業については、6ページに掲載
	交流活動の促進 (生涯学習課)		①人権週間(12/4～12/10)にあわせて開催した市民ふれあいのつどいパート2(11/26(日)式町水晶は～とふるコンサート)の前日に、障害者及びその家族、支援者等を主な招待者としてミニコンサートを開催した。	健常者に対する人権学習を主体としているため、障がいのある人の社会参加や交流活動を促進する事業については、ほとんど実施できていない。	今年度と同様に障害者差別の解消をはじめ、さまざまな人権課題の解消に向けた人権教育・啓発活動を、豊岡市人権教育推進協議会と協力し各地で実施していく予定であるが、現段階で詳細は未定。
②人材育成・確保					
	専門的人材の育成・確保 (社会福祉課)	相談支援やケアマネジメントなどに携わる専門的人材の育成・確保に努めます。 特に障害のある人の地域生活を支える根幹となる相談支援を担う人材の育成・確保の支援に努めます。	相談支援専門員の確保のため、積極的な相談支援従事者初任者研修受講の働きかけを行い、8名が相談支援従事者初任者研修を受講 障害者自立支援協議会において、相談支援専門員による相談支援グループを設け、定期的に会議を開催し、スキルアップや情報共有を行った。 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとともに相談支援事業者の人材育成のための研修を行った(平成30年2月23日開催)	相談支援事業所及び相談支援専門員が充足しているとは言えない状況であり、相談支援専門員の確保が必要である。 障害者の高齢化が進んでおり、障害者のみならず高齢者にも対応できるスキルが必要である。	相談支援事業所及び相談支援専門員の確保のため、積極的な相談支援従事者初任者研修受講の働きかけを行う。 障害者自立支援協議会において、相談支援専門員による相談支援グループを設け、定期的に会議を開催し、スキルアップや情報共有を行う。 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとともに相談支援事業者の人材育成のための研修を行う。
	ボランティア活動の育成 (社会福祉課)	社会福祉協議会との連携により、ボランティア活動を継続して実施していけるよう、環境づくりに努めるとともに、人材育成、技能の向上などを促進し、活動の活性化を図ります。	聞こえない・聞こえにくい子どもの困りごとを理解した上で、適切なコミュニケーション方法や情報保障の方法を学び、難聴児の支援者を養成するため、「聴覚障害児の支援者講座」を平成30年2月に1回、3月に2回実施。		・社会福祉協議会等と連携し、2月から3月にかけてボランティア養成を目指す講座を開設する。
	地域資源を活用した人材の育成・確保 (社会福祉課)	障害者自立支援協議会を核として、相談支援事業者、当事者団体、福祉、保健、医療、教育、事業者などのネットワークを構築し、幅広い人材	障害者自立支援協議会全体会議、運営会議、部会、グループに相談支援事業者、障害福祉サービス提供事業所、保健・医療、教育、就労支援関係者に参画いただき、連携やネットワークの構築を行い、人材育成・確保につながる取り組み、協議を行った。		障害者自立支援協議会全体会議、運営会議、部会、グループに相談支援事業者、障害福祉サービス提供事業所、保健・医療、教育、就労支援関係者に参画いただき、連携やネ

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針
	を活用・育成できる体制の整備に努めます。	運営会議：障害福祉サービス事業所のサービス管理者ネットワーク会議を開催（平成30年1月） こども部会：障害児相談支援員のスキルアップとネットワークづくりを目的とした事業所連絡会を開催（平成29年8、12月） せいかつ部会喀痰吸引について検討するプロジェクトチーム：ヘルパーの育成、スキルアップのための研修会を開催（平成29年7月、11月）		ネットワークの構築を行い、人材育成・確保につながる取り組み、協議を行う。
ボランティア活動の機会の充実 (社会福祉課)	ボランティア、市民活動センター（市社会福祉協議会）との連携により、市民のボランティア活動機会の拡大、充実に努めます。また、積極的に広報することでボランティア活動に対する市民の理解を促進し、ボランティア活動への参加を呼びかけます。	10ページ「ボランティア活動の育成」に掲載		10ページ「ボランティア活動の育成」に掲載
ボランティア活動の機会の充実 (社会福祉協議会)		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループが実施する講習会等の周知、参加の取りまとめを行う等、ボランティアの育成支援を行った。 ・広報等でボランティアグループの紹介を行い、新たな人材確保・育成や障害のある方の理解に努めた。 ・視覚障害者への理解を深め、広報、図書などを点訳するボランティアの育成を行った。 ・障害者の居場所づくりでは、企画・運営を地域のボランティアと共に内容等を検討し、障害のある方と関わりながら理解を深め、知識向上に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な福祉サービスの展開にあたっては、専門的技術を有するマンパワーの確保が不可欠で、計画的に育成を図る必要がある。 ・すべての市民が障害のある人やその家族を支える地域福祉活動の担い手として、多様な形で社会福祉活動に参加することが必要。 ・ボランティアの活動の育成には、より地域のニーズに即した活動につなげる工夫が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループの活動実態を把握し、運営・人材等の抱える課題等について助言を行う。 ・ボランティア災害共済・助成金情報の提供を行い安定的な運営を支援する。 ・障害のある方のニーズとのマッチングを行いボランティア活動の活性化を図る。 ・ボランティア活動の広報等を行う。
③ネットワークづくりの推進				
障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進 (社会福祉課)	障害のある人とない人の交流とともに、障害のある人やその家族同士が交流の場で情報交換などを行うことができるネットワークづくりを進めます。	スポーツ大会、居場所づくり事業については、6ページに掲載。 ・家族介護者が悩みを相談したり、情報交換したりできるように、家族会の活動を支援している。 2/26 但馬地区精神障害者家族連合会の家族教室に後援 豊岡市精神障害者家族会の活動支援（自発的活動支援事業委託60,000円）9月より毎月茶話会開催を支援		スポーツ大会、居場所づくり事業については、6ページに再掲 家族会活動の支援を継続
多様なネットワークづくりの促進 (社会福祉課)	障害者自立支援協議会を活用して民生委員児童委員、ボランティアグループなどの地域のさまざまな団体の活動に関する情報交換などを行うためのネットワークづくりを促進します。 また、障害者団体や地域活動支援センター同士のネットワーク構築を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・12月但馬地区精神障害者保健福祉研修会への参加、2月但馬地区精神障害者家族教室の後援 ・2月豊岡市地域活動支援センター交流会開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・但馬地域での各種障害者団体のネットワークづくりのための機会の支援を継続 ・地域活動支援センター交流会の開催
近隣自治体との連携強化 (社会福祉課)	北但広域療育センターの運営面については、利用者、相談者の増加や支援ニーズの多様化、複雑化などに対	北但広域療育センターの機能充実のため、豊岡市、香美町、新温泉町の1市2町で協議し、事業を拡大した。 【平成30年度から】		運営面については、引き続き、1市2町で支援していく。

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取り組み方針								
	<p>応できるよう、共同設置者の香美町、新温泉町及び関係機関と協力していきます。</p> <p>広域的な事業など必要に応じて近隣自治体と連携を図り、効率的な事業の展開に努めます。</p>	<p>・児童発達支援について、定員を15人から20人に増加。</p> <p>・放課後等デイサービスについて、現施設から旧奈佐幼稚園に場所を移し、定員を5人から10人に増加。</p>										
(3) 「いつでも相談できる」まちづくり												
①権利擁護の推進												
<p>障害を理由とする差別の解消の推進 《新規》 (社会福祉課)</p>	<p>出前講座などにより、市民及び事業所等への障害者差別解消法の周知、啓発に取り組むとともに、相談窓口での相談、市の事務事業においては、職員対応要領に基づく対応等、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組めます。</p> <p>また、障害者差別に関する情報や、差別された時の相談窓口などの広報・啓発に努めます。</p>	<p>障害者差別解消法の周知・啓発のため、市民ふれあいのつどいの参加者にパンフレットを配布。</p> <p>市職員一人ひとりが障害のある方にとってどのような配慮が必要なのか理解を深めるため、各課から合理的配慮の提供事例を集約しているところであり、集約でき次第、全庁的に共有を図る。</p>	<p>出前講座など申込みを待つだけではなく、効果的な周知・啓発の方法を検討することが必要。</p>	<p>出前講座など申込みを待つだけではなく、効果的な周知・啓発の方法を検討する。</p> <p>引き続き、障害者差別に関する情報や、差別された時の相談窓口などの広報・啓発に努める。</p>								
<p>権利擁護事業の推進 (社会福祉課)</p>	<p>福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、財産管理が必要な人に対して、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）や成年後見制度の活用を促し、自立した地域生活の実現を支援します。年々増加する日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）のニーズに対応するため、具体的な方策を検討します。</p>	<p>社会福祉協議会と連携し、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに障害者等の権利擁護のために必要な援助として、相談支援事業で、成年後見制度の入り口支援を行った。</p> <p>成年後見申立 1件（平成30年1月末現在）</p>	<p>・成年後見制度がまだまだ知られていないため、さらに周知を行う必要がある。</p>	<p>基幹相談支援センターと連携を図りながら、一般住民への更なる周知に努める。</p>								
<p>権利擁護事業の推進 (高年介護課)</p>		<p>・権利擁護に関する延相談件数は増加傾向にあり、地域包括支援センターでは、成年後見制度・高齢者虐待等の権利擁護に関する相談を受けました。</p> <p>平成29年12月末現在</p> <table border="1" data-bbox="988 1486 1632 1648"> <thead> <tr> <th></th> <th>成年後見制度</th> <th>高齢者虐待</th> <th>消費者被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数(件)</td> <td>132</td> <td>520</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 重複あり</p> <p>・高齢者虐待対応専門職チームの派遣について、県弁護士会と県社会福祉士会と委託契約を継続しました。平成29年11月1日、研修講師として派遣依頼を行い、虐待対応について研修会を実施しました。</p>		成年後見制度	高齢者虐待	消費者被害	相談件数(件)	132	520	26	<p>・地域包括支援センター職員等は、高齢者虐待に対して適切な対応等ができるよう、知識の取得・能力の向上が必要です。</p> <p>・精神障害、知的障害、認知症等の病気や権利侵害等、さまざまな問題を重層的に抱えるケースに対応するため、幅広い知識や技術の習得、関係機関との連携が必要です。</p>	<p>・地域包括支援センター職員の資質向上を図るとともに、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師などの三職種が連携し、高齢者虐待や消費者被害等の防止を図り、権利侵害の予防や対応に努めます。</p> <p>・高齢者が地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、関係専門機関との連携を強化します。</p> <p>・消費者被害を防ぐため、市消費生活センターや但馬消費生活センターとの連携を強化します。</p>
	成年後見制度	高齢者虐待	消費者被害									
相談件数(件)	132	520	26									
<p>権利擁護事業の推進 (社会福祉協議会)</p>		<p>日常生活自立支援事業実績 (単位：件)</p>	<p>・サービス利用において、契約内容を十分に理解できていないにもかかわらず契約を締結</p>	<p>・障害者基幹相談支援センターが、関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援を</p>								

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取り組み方針																								
		<table border="1" data-bbox="988 241 1715 451"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度 (12 月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談・問い合わせ</td> <td>2,297</td> <td>3,295</td> <td>3,751</td> <td>4,106</td> <td>3,996</td> </tr> <tr> <td>新規契約数</td> <td>19</td> <td>11</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>年度末実契約数</td> <td>68</td> <td>74</td> <td>83</td> <td>82</td> <td>87</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="988 493 1745 672">知的障害者、精神障害者などへ福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理の支援を実施するとともに、行政、総合相談・生活支援センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター等の関係機関や団体と連携を図りながら、対象者に安定した生活のサポート活動を展開した。</p>	内 容	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度 (12 月末)	相談・問い合わせ	2,297	3,295	3,751	4,106	3,996	新規契約数	19	11	20	12	10	年度末実契約数	68	74	83	82	87	<p data-bbox="1789 226 2300 262">するケースが生じている。</p> <ul data-bbox="1789 268 2300 493" style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展で、高齢者や障害のある人の孤立や虐待などの問題も発生している。 ・財産管理や権利擁護に関する相談も多数あり、高齢者と障害のある人の担当部署が連携し、一体的に権利擁護に関する施策を進めていく必要がある。 	<p data-bbox="2359 226 2418 262">図る。</p> <ul data-bbox="2359 268 2834 451" style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業においては、さまざまな課題に対して障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談・生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら対応していく。
内 容	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度 (12 月末)																							
相談・問い合わせ	2,297	3,295	3,751	4,106	3,996																							
新規契約数	19	11	20	12	10																							
年度末実契約数	68	74	83	82	87																							
<p data-bbox="216 688 504 798">成年後見制度の利用支援 (社会福祉課)</p>	<p data-bbox="534 688 958 949">障害のある人がいつまでも安心して地域で生活するにあたって、成年後見制度を活用できるよう、低所得者等への経済的支援を実施します。 また、社会福祉協議会と連携を図り、成年後見制度の利用に関する情報の共有に努めます。</p>	<p data-bbox="988 688 1745 840">社会福祉協議会と連携し、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに障害者等の権利擁護のために必要な援助として、相談支援事業で、成年後見制度の入り口支援を行った。</p> <p data-bbox="1018 882 1558 913">成年後見申立 1 件 (平成 30 年 1 月末現在)</p>	<ul data-bbox="1789 688 2300 756" style="list-style-type: none"> ・成年後見制度がまだまだ知られていないため、さらに周知を行う必要性がある。 	<p data-bbox="2359 688 2834 756">基幹相談支援センターと連携を図りながら、一般住民への更なる周知に努める。</p>																								
<p data-bbox="216 961 504 1071">成年後見制度の利用支援 (高年介護課)</p>		<ul data-bbox="988 966 1745 1417" style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用支援が必要な高齢者に対して、市長申立て等の支援を実施しました。 (成年後見制度利用支援事業利用者数：2 名) ※平成 30. 1 月末現在 ・平成 29 年度より、成年後見人に対する報酬助成制度(市長申立に限り助成)を創設し、成年後見制度の利用を必要とする方への支援を行いました。 (助成件数：2 件) ※平成 30. 1 月末現在 ・市広報への掲載や地域包括支援センターを通じて、成年後見制度の普及啓発に努めました。 	<ul data-bbox="1789 966 2300 1186" style="list-style-type: none"> ・成年後見制度がまだまだ知られていないため、さらに周知を行う必要性があります。 ・成年後見制度の利用改善のため、閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、計画策定を検討していく必要があります。 	<p data-bbox="2359 966 2834 1113">地域包括支援センターと連携し、本事業だけでなく成年後見制度全体について、介護支援専門員等関係者や一般住民への更なる周知に努めます。</p>																								
<p data-bbox="216 1434 504 1543">成年後見制度の利用支援 (社会福祉協議会)</p>		<ul data-bbox="988 1438 1745 1659" style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業を専門職と連携を取りながらすすめており、今年度、当該事業の利用に至っていないが財産管理等の利用の検討は相談者の状況に応じ行っている。 ・認知症による判断能力の低下等から身上監護面において成年後見人等の申立が必要な状態にある利用者が居るが、経済的理由から申立に至らなかった。 	<ul data-bbox="1789 1438 2300 1774" style="list-style-type: none"> ・サービス利用において、契約内容を十分に理解できていないにもかかわらず契約を締結するケースが生じている。 ・高齢化の進展で、高齢者や障害のある人の孤立や虐待などの問題も発生している。 ・財産管理や権利擁護に関する相談も多数あり、高齢者と障害のある人の担当部署が連携し、一体的に権利擁護に関する施策を進めていく必要がある。 	<ul data-bbox="2359 1438 2834 1743" style="list-style-type: none"> ・障害者基幹相談支援センターが、関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援を図る。 ・日常生活自立支援事業においては、さまざまな課題に対して障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談・生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら対応していく。 																								
<p data-bbox="216 1791 504 1858">障害者虐待等の防止 (社会福祉課)</p>	<p data-bbox="534 1791 958 1932">障害者虐待の定義や通報義務について広く周知を図るとともに、特に福祉サービス事業所の職員や障害のある人の家族などに虐待に関する理</p>	<p data-bbox="988 1791 1745 1932">豊岡市社会福祉協議会へ委託し事業を行っている。 ・虐待に係る相談・通報受理件数 3 件 (全件緊急性の虐待案件ではなかったもの。内 経過観察をしている案件 1 件 対応協議しているもの 1 件。)</p>	<p data-bbox="1789 1791 2300 1858">虐待に対する理解がまだ浸透していない。事業所等への研修を重ねる等の取り組みが必要。</p>	<ul data-bbox="2359 1791 2834 1932" style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止センターについて、通報・届出の受理、障害者・養護者の相談・助言、広報・啓発を行う。 ・障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅 																								

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針
障害者虐待等の防止 (社会福祉協議会)	<p>解を促進し、未然防止に取り組みます。</p> <p>また、虐待の早期発見・早期対応を行うため、虐待防止センターの支援体制の強化を図ります。</p>	<p>問題が深刻化しないよう早期発見や敏速な対応を行っており、市や関係機関と連携を取りながら、対応を行った。</p> <p>虐待防止の啓発活動については、2事業所の職員向けに研修会を実施(12月、2月)</p>	<p>・高齢化の進展で、高齢者や障害のある人の孤立や虐待などの問題も発生している。</p> <p>・財産管理や権利擁護に関する相談も多数あり、高齢者と障害のある人の担当部署が連携し、一体的に権利擁護に関する施策を進めていく必要がある。</p>	<p>速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制や相談支援体制の強化を図る。</p> <p>・障害者虐待防止センターにおいて、虐待の通報・届出の受理を行う。</p> <p>・障害福祉サービス事業所の職員等に障害者虐待の防止について啓発を行う。</p> <p>・虐待防止ネットワークの構築、過去に虐待のあった家庭への訪問等、関係機関と連携を取りながら虐待の未然防止・早期発見に努める。</p>
②相談体制・情報提供の充実				
相談支援体制の充実 (社会福祉課)	<p>専門性を有し、保健や医療、福祉などに関する相談に総合的に応じることができる相談支援事業者や相談支援専門員の増加を図り、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、障害者自立支援協議会を核に、地域の相談支援機関のスキルアップや連携体制の充実を通して、障害のある人の意思を尊重した相談しやすい環境づくりを進めます。</p>	<p>障害者相談支援事業を3事業所に委託し、事業所間の連携、情報共有を図るため、市と3事業所との連絡会を開催。</p> <p>相談支援事業所及び相談支援専門員の確保のため、積極的な相談支援従事者初任者研修受講の働きかけを行った。</p> <p>障害者自立支援協議会において、相談支援専門員による相談支援グループを設け、定期的に会議を開催し、スキルアップや情報共有を行っている。</p>	<p>障害者の高齢化が進んでおり、障害者のみならず高齢者にも対応できるスキルが必要である。</p>	<p>引き続き、障害者相談支援事業を3事業所に委託し、事業所間の連携、情報共有を図るため、市と3事業所との連絡会を開催する。</p> <p>相談支援事業所及び相談支援専門員の確保のため、積極的な相談支援従事者初任者研修受講の働きかけを行う。</p> <p>障害者自立支援協議会において、相談支援専門員による相談支援グループを設け、定期的に会議を開催し、スキルアップや情報共有を行う。</p> <p>高齢者の相談窓口となる地域包括支援センターと連携を図り相談支援体制の充実を図る。</p>
相談支援体制の充実 (高年介護課)		<p>・地域包括支援センターが、高齢者に対するワンストップ総合相談窓口であることの市民周知と、相談対応の機能強化に努めました。</p> <p>(相談延件数：19,852件) ※H29.12月末現在</p> <p>・高齢者の見守り、消費者被害の防止、閉じこもりや孤立の予防等といったニーズに応じるため、「高齢者等見守りネットワーク」事業の充実及び新規協力事業者等の拡充に努めました。</p> <p>(協力事業者数：289事業所) ※H29.12月末現在</p>	<p>・支援困難事例に対応できる体制の強化と職員の対応能力向上を図ることが必要。</p> <p>・高齢者等見守りネットワーク事業のさらなる推進を図り、何らかの異変を早期に察知する「気づきの目」を増やすことにより、隠れた問題の発掘やニーズの把握に努めていくことが必要。</p>	<p>・複合的な課題を抱えるケースに対応するため、様々な関係機関と連携し、課題解決に向けて相談機能の強化を図る。</p> <p>・本人、家族、近隣住民、民生委員等からの様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを行う。</p> <p>・高齢者等見守りネットワーク事業への協力事業者の増加を図り、地域に存在する隠れた問題を、地域の役員等や地域包括支援センターに早期に相談が入るような仕組みづくりに取り組む。</p>
相談支援体制の充実 (健康増進課)		<p>・生活習慣病の早期発見、早期治療を目的としたすこやか市民健診(平成29年度は、5月～11月の間に51日間)の中で健康相談</p>	<p>・相談者数や新規相談者数の増加</p> <p>・相談出来る場の周知</p>	<p>健康増進課では、障害のある人に特化した相談窓口は設けていないが、地域での健</p>

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取り組み方針
		<p>を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果相談会として7月～1月に実施。また、健康増進課窓口で、随時相談を実施。各振興局では、保健師駐在日（週1回）に随時相談を実施。 ・健康をすすめる地区活動、健康づくり応援隊など、地区や団体からの依頼で健康教室や健康相談を実施。 ・相談支援事業所などとの連携により地区担当保健師が家庭訪問で相談や支援を実施。 		<p>康教室や健康相談、健康増進課窓口、各振興局保健師駐在日などを活用し、身近なところでいつでも相談ができる体制を充実していく。また、相談内容の多様化にも適切に対応ができるよう、相談支援事業所などとも連携を強めるなど、対象者を取り巻く関係機関の連携体制を充実していくことで、よりよい相談支援ができるように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各振興局では保健師駐在日に随時の相談を受け入れ、健康増進課窓口でも随時の相談に対応する。 ・すこやか市民健診時に合わせて健康相談の実施。 ・健診結果相談会(7月～1月)に合わせて健康相談の実施。 ・もしも電話健康相談(相談専用電話)で来所が難しい人でも電話で相談を受ける。 ・健康をすすめる地区活動や健康づくり応援隊など地域から要望のあった健康教室実施時に健康相談も合わせて実施。 ・地区担当保健師による家庭訪問での相談支援を実施。
<p>障害者基幹相談支援センターの機能充実 《拡充》 (社会福祉課)</p>	<p>地域における相談支援の中核的な役割を担う障害者基幹相談支援センターの機能の充実を図り、関係機関と連携を図りながら、障害のある人や家族、地域の人たちのさまざまな困りごとなどの相談対応に努めます。</p>	<p>基幹相談支援センターの運営を豊岡市社会福祉協議会に委託。基幹相談支援センターの機能充実を図るため、他市町の状況等聞き取りを行った。</p>	<p>基幹相談支援センターの事業評価ができていない。</p>	<p>基幹相談支援センターの運営を豊岡市社会福祉協議会に委託。 基幹相談支援センターの機能充実を図り、専門性を高めるため、運営体制等を検討する。 基幹相談支援センターの事業評価の方法を検討する。</p>
<p>障害者相談員活動のスキルアップ (社会福祉課)</p>	<p>障害のある人やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関と協力し解決にあたる身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員のスキルアップを支援します。</p>	<p>毎月、身体障害者相談(豊岡健康福祉センター:身体2回/月、視覚1回/月、聴覚1回/月)、精神障害者相談(立野庁舎、城崎庁舎、出石庁舎:3回/月、偶数月)(竹野庁舎、日高庁舎、但東庁舎:3回/月、奇数月)、知的障害者相談(立野庁舎:1回/月)を行っている。 (身体障害者相談員) 身体障害者相談員を置き、障害のある人やその家族からの相談に応じている。 また、財団法人兵庫県身体障害者福祉協会の実施する相談員研修会を利用するなどし、相談員のスキルアップを支援している。 (精神障害者相談員) 兵庫県が委嘱する精神障害者相談員を有効に活用し、精神障害のある人やその家族等からの相談に応じている。 また、兵庫県が実施する相談員研修会を利用するなど、相談員のス</p>	<p>定例相談では、利用者が少ない。</p>	<p>(身体障害者相談員) 身体障害者相談員を置き、障害のある人やその家族からの相談に応じる。 また、財団法人兵庫県身体障害者福祉協会の実施する相談員研修会を利用するなどし、相談員のスキルアップを支援する。 (精神障害者相談員) 兵庫県が委嘱する精神障害者相談員を有効に活用し、精神障害のある人やその家族等からの相談に応じる。 また、兵庫県が実施する相談員研修会を利用するなど、相談員のスキルアップを支援する。 (知的障害者相談員)</p>

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取り組み方針																
		<p>キルアップを支援している。 (知的障害者相談員)</p> <p>知的障害者相談員を設置し、知的障害者本人またはその保護者からの相談に応じ必要な指導、助言を行っている。</p>		<p>知的障害者相談員を設置し、知的障害者本人またはその保護者からの相談に応じ必要な指導、助言を行う。 また、兵庫県手をつなぐ育成会の実施する相談員研修会を利用するなどし、相談員のスキルアップを支援する。</p>																
<p>情報内容、提供方法の充実 (社会福祉課)</p>	<p>情報収集、利用などが困難な障害のある人に対して情報格差の解消を図るために、障害の状況に応じた多様な情報提供について検討を進めます。</p> <p>市のホームページ、市広報紙「広報とよおか」、防災行政無線などの情報については、障害のある人にわかりやすい情報の提供に努めます。</p> <p>視覚障害のある人には、活字文章の音声などへの対応、聴覚障害のある人にはFAX、メール、磁気テープ設置による情報提供など、障害の種類に配慮した提供方法の充実に努めます。</p>	<p>「点字・声の広報発行事業」において、事前登録をした希望者に配布を行っている。(広報12回/年 議会日より4回/年)</p> <p>防災情報FAXにて台風時(8月に1回、10月に2回)情報提供を行った。(今年度計3回)</p>		<p>視覚障害者については、「点字・声の広報発行事業」により行政情報等を音声で伝えることで情報格差の解消を図る。</p> <p>聴覚障害者については、FAX・メール・磁気テープ等を有効に活用しながら情報提供を行い、情報格差の解消を図る。</p>																
<p>情報内容、提供方法の充実 (秘書広報課)</p>		<p>広報ハンドブックに基づいた分かりやすく、効率・効果的な市ホームページ、市広報紙、防災行政無線などによる情報発信。</p> <p>なお、市ホームページは平成30年5月の更新に向け、高齢者および障害のある人を含む全ての人が利用しやすい情報提供環境を整備中。</p>	<p>高齢者や障害者など心身の機能に制約ある人でも、年齢的・身体条件に関わらないさまざまな情報提供方法の実現。</p>	<p>市ホームページでは、高齢者および障害のある人を含む全ての人が利用しやすくするため、総務省が推奨している日本工業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針」を準拠し、適合レベルのAA(ダブルユー)を目指す。</p>																
<p>電子媒体を活用した情報提供の実施 (社会福祉課)</p>	<p>携帯電話、パソコン、スマートフォンなどによるインターネットの普及状況を踏まえ、電子媒体を活用した情報提供を行います。</p>	<p>防災FAX・メールについては、定期的に登録者の加除修正を行い、実際の情報提供についても、秋に発生した大型台風の接近時に際して、進路情報や避難情報等の行政無線で放送される情報を、登録者に向けて随時情報提供を行った。</p>	<p>電子媒体を利用した情報提供サービスについては、現在のところ、防災FAX・メール送信を除いて特に進展はないが、中長期的には利用希望者のニーズを把握して、情報が必要な方にとってより良い形で情報が届けられるような方法の模索を進めていく。</p>	<p>電子媒体を利用した情報提供サービスについては、利用希望者のニーズの把握に努める。</p> <p>防災FAX等については、引き続き、防災部局とも連携しながら進めていく。</p>																
<p>電子媒体を活用した情報提供の実施 (秘書広報課)</p>		<p>市ホームページの情報内容の充実。携帯電話会社と連携した「高齢者向けスマートフォン教室」の実施。スマートフォンアプリを利用した市政情報(市広報紙、市ホームページ新着情報)の配信。</p>	<p>市ホームページの情報内容のさらなる充実化</p>	<p>市ホームページの情報内容の充実。携帯電話会社と連携した「高齢者向けスマートフォン教室」の実施。スマートフォンアプリを利用した市政情報(市広報紙、市ホームページ新着情報)の配信。</p>																
③障害の早期発見・早期対応																				
<p>早期発見・療育の充実 【乳幼児健康診断】 (健康増進課)</p>	<p>乳幼児健康診査(4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児)の受診率の向上、内容の充実に努め、発達段階に応じた保健指導を行います。また、発達確認や健康保持、増進、疾病、虐</p>	<p>・乳幼児健康診査実施状況(市内3会場で実施)</p> <table border="1" data-bbox="994 1795 1736 1953"> <thead> <tr> <th></th> <th>豊岡会場</th> <th>日高会場</th> <th>出石会場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4か月児</td> <td>21回</td> <td>12回</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>7か月児</td> <td>20回</td> <td>12回</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児</td> <td>18回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> </tr> </tbody> </table>		豊岡会場	日高会場	出石会場	4か月児	21回	12回	12回	7か月児	20回	12回	12回	1歳6か月児	18回	6回	6回	<p>・1歳6か月児健診、3歳児健診の受診率は98%ペースで推移しているが、再三受診を勧めても健診を受診をしない児がある、このような家庭は課題を抱えている場合も少なくないためフォローを充実することが必要。</p>	<p>・乳幼児健康診査の実施・内容の充実に努める。</p> <p>4か月児健診 年45回(市内3会場) 実施予定</p> <p>7か月児健診 年44回(市内3会場) 実</p>
	豊岡会場	日高会場	出石会場																	
4か月児	21回	12回	12回																	
7か月児	20回	12回	12回																	
1歳6か月児	18回	6回	6回																	

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績				課題	来年度取り組み方針
	<p>待の早期発見、親子同士の交流など、育児支援の役割も果たせるよう対応します。</p> <p>さらに、未受診者に対してのフォローも行います。</p>	3歳児	18回	6回	6回	<p>・児の発育・発達の課題や育児不安の軽減を図るためには、医師・保健師・臨床心理士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が連携をして、課題の共有をすることが必要。</p>	<p>施予定 1歳6か月児健診 年30回(市内3会場) 実施予定 3歳児健診 年29回(市内3会場) 実施予定(出石会場1回休止)</p> <p>・受診率の向上に努め、未受診者に対しては、電話や家庭訪問等でフォローする。</p>
<p>発達障害児に対する相談体制の充実、育児支援(健康増進課)</p>	<p>健康診査、5歳児発達相談などにおいて、発達障害が疑われる子どもには、その後の相談、訪問により専門機関を紹介します。</p> <p>また、発達が気になる子どもには、親子のかかわり方を中心とした集団指導や臨床心理士などによる個別指導を実施することで、子どもの心身の発達につながる支援と保護者に対する相談体制の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・のびのびキッズ(心理相談) 70回程度実施(市内3会場) ・わんぱくクリニック(発達相談) 年9回実施 ・こがもらんど(育児支援教室:集団指導) 年24回実施 ・にじっこくらぶ(育児支援教室:個別指導) 年11回実施 ・5歳児発達相談 年10回実施(こども育成課と共催実施) ・にこにこ教室(2歳児育児教室) 豊岡会場 年9回、日高会場 年4回、出石会場 年3回実施 ・心理相談 随時実施発達が気になる児 				<p>・1歳6か月児健診等で行動面や言語面の課題が顕在化してくる場合が多いが、保護者が発達に対して気がかりを感じない場合も多く、早期の支援が大切ではあるが、専門医の診察や臨床心理士の発達相談等につながりにくい場合もある。</p> <p>・関係機関との連携として、生活の場であり集団の場である園との情報共有や継続した見守り、支援ができる体制が不十分な現状にあり、園など関係者間での情報共有をする体制の検討が必要。</p>	<p>・発達が気になる児・発達障害が疑われる児や親子の関わりに課題がある児、育てにくさを訴える保護者に対して、相談や支援を行う。</p> <p>5歳児発達相談 年10回開催予定 専門医による発達相談 年11回開催予定 臨床心理士による心理相談 70回程度実施予定 子育て支援教室 年24回開催予定</p> <p>・育児教室の開催 2歳児対象 年16回(市内3会場)開催予定 ・育児支援教室 集団指導:24回 個別指導:12回開催予定</p>
<p>発達障害児に対する相談体制の充実、育児支援(こども支援センター)</p>		<p>・こども支援センターでは、保護者や学校園からの子どもの発達に関する相談を受けて、臨床(発達)心理士等による個別相談を実施し、子どもの状況を把握しながら、親子の関わり方や支援の手立てなどについて支援している。また、必要に応じて発達検査等を実施している。</p> <p>発達(教育)相談件数 270件(来所234件、電話36件) 発達検査等件数 152件(WISC-IV、KABC-II、新版K式、視機能検査等)</p> <p>・健康増進課の乳幼児健診・育児支援教室において、こども支援センター臨床心理士による子どもの発達に関する相談等を実施し、必要に応じて専門機関につなぐ。</p>				<p>子どもの発達に関する相談では、子どもの発達特性や保護者の思いも踏まえて、子どもへの関わり方や家庭でできる支援の手立てを伝えることが必要。</p> <p>毎年8月に市教育委員会の教育相談を受けるために、春から夏にかけて専門機関での相談・検査依頼が集中する。</p>	<p>・こども支援センター発達(教育)相談の実施 臨床(発達)心理士 特別支援教育コーディネーター</p> <p>・健康増進課の乳幼児健診等における臨床心理士相談の実施</p>
<p>地域療育体制の充実(社会福祉課)</p>	<p>障害の早期発見、相談、指導、通園、通所がスムーズに行われるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り療育体制の充実に努めます。</p>	<p>スムーズに相談や療育が行えるよう、個別ケースに応じて、関係機関と連携を図った。</p>				<p>・障害児通所支援の利用者増にともない、相談支援事業者の扱うケースも年々増えており、新規申請から利用計画案が提出されるまでに時間を要することや、新規受付ができないところもある。</p>	<p>引き続き、スムーズに相談や療育が行えるよう、個別ケースに応じて、関係機関と連携を図る。</p>
<p>地域療育体制の充実(健康増進課)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診等で、多職種が連携し、児の発育・発達の課題や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努めていく。 ・未受診者に対し、電話や家庭訪問等で、受診勧奨や情報把握に努めていく。 				<p>・発達が気になる児や育てにくさを訴える保護者に対して、多職種が連携し保護者を支援することが大切であり、関係者間での情報交換を図る体制を検討することが必要。</p> <p>・親子の関わりやコミュニケーションの質の低下などにより、発達やコミュニケーションに課題を生じるこどもが増えている。親子の関わり</p>	<p>・乳幼児健診に、医師・保健師・臨床心理士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が従事することで、児の発育・発達の課題や保護者の課題を多角的に理解し育児不安の軽減を図る。また、必要に応じて、専門医の診察や臨床心理士の相談等を実施し保護者を支援する、あわせて関係者間での情報共有につい</p>

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針
			<p>りを中心として家族全体を視野に入れた個別指導、集団指導の出来る体制の整備をすすめる必要がある。</p>	<p>でも検討をすすめる。 ・発達に気になる児や育てにくさを訴える保護者に対しての教室、相談など適切な場への参加を勧めることとフォローを充実する。</p>
<p>地域療育体制の充実 (こども育成課)</p>		<p>・子どもの発達に関する相談において、保護者が子どもの発達特性に気づき、家庭での子どもへの関わり方支援の手立てを提案する。また、必要に応じて療育機関等の専門機関につなぐ。 発達相談(電話、来所、学校訪問) 270件 発達検査、視機能検査等 152件 関係機関との連携(県立特別支援学校、北但広域療育センター、県こども家庭センター)</p> <p>・保育園・こども園等に在園している発達の気がかりな園児を対象に、健康増進課・こども育成課・こども支援センターの連携によるすくすく訪問支援事業を実施し、保育中の園児の状況を確認し支援の手立てを提案している。 訪問園 26園(34回) 対象園児数 124人(2~5歳児)</p>	<p>こども支援センター発達相談において、発達の特性から療育が必要と思われる場合は、保護者の理解を得ながら療育機関等の専門機関につないでいく。</p>	<p>・こども支援センター発達相談において、保護者の子どもの発達特性に気づきと、家庭や学校園において子どもの支援の手立てを提案する。 発達相談(電話、来所、学校訪問) 発達検査、視機能検査等 関係機関と連携(県立特別支援学校、北但広域療育センター、こども家庭センター)</p> <p>・健康増進課・こども育成課・こども支援センターの連携により、すくすく訪問支援事業を実施する。</p>
<p>地域療育体制の充実 (こども支援センター)</p>		<p>・子どもの発達に関する相談において、保護者が子どもの発達特性に気づき、家庭での子どもへの関わり方支援の手立てを提案する。また、必要に応じて療育機関等の専門機関につなぐ。 発達相談(電話、来所、学校訪問) 270件 発達検査、視機能検査等 152件 関係機関との連携(県立特別支援学校、北但広域療育センター、県こども家庭センター)</p> <p>・保育園・こども園等に在園している発達の気がかりな園児を対象に、健康増進課・こども育成課・こども支援センターの連携によるすくすく訪問支援事業を実施し、保育中の園児の状況を確認し支援の手立てを提案する。 訪問園 26園(34回) 対象園児数 124人(2~5歳児)</p>	<p>こども支援センター発達相談において、発達の特性から療育が必要と思われる場合は、保護者の理解を得ながら療育機関等の専門機関につないでいく。</p>	<p>・こども支援センター発達相談において、保護者の子どもの発達特性に気づきと、家庭や学校園において子どもの支援の手立てを提案する。 発達相談(電話、来所、学校訪問) 発達検査、視機能検査等 関係機関と連携(県立特別支援学校、北但広域療育センター、こども家庭センター)</p> <p>・健康増進課・こども育成課・こども支援センターの連携により、すくすく訪問支援事業を実施する。</p>
<p>こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 (こども教育課)</p>	<p>こども支援センターを通して、発達障害児等に対する支援体制の充実を図るとともに、児童、生徒や保護者と学校、保育所、幼稚園、認定こども園、北但広域療育センターをはじめとする関係機関との円滑な連携を進め、子どもの成長を支援します。</p>	<p>・こども支援センターでは、保護者や学校・園からの子どもの発達に関する相談支援を行っている。必要に応じて療育機関や医師と連携している。 発達相談件数 270件(来所 234件・電話 36件) 発達検査等 152件</p> <p>・学校・園からの相談等を受けて、こども支援センターが学校訪問等により、個別の支援が必要な児童・生徒への関わり方や支援の手立てを提案している。 学校・園訪問 402件</p>		<p>・発達相談・教育相談(随時) ・学校・園訪問(4~5月・随時) ・個別の支援が必要な児童・生徒について、異校(園)種間でサポートファイルや個別の教育支援計画等を確実に引き継いでいく。</p>
<p>こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》</p>		<p>現場職員向けの取組実績 ・「気になる子どもたち」にかかる園職員向けの訪問事業として「すくすく訪問支援事業」を実施(26園、124名)</p>		<p>・現場職員向けについては、今年度の取組と同様を予定。 ・各園で子どもの発達特性に合わせた配慮事項を、保幼小連絡シートやサポートファ</p>

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針
(こども育成課)		・関西国際大学准教授百瀬和夫氏を招聘し、主に幼・保・こ園職員を対象に「特別支援教育研修」を3回実施		イルにより小学校就学後に確実に引き継いでいく。
こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 (社会福祉課)		・こども支援センター、学校、北但広域療育センター、こども家庭センター、教育委員会、健康増進課による発達障害児等支援連絡会議を開催(平成29年8、12月、平成30年2月)し、関係機関の連携及び情報共有を行った。 ・個別のケースによって、各関係機関との密な連携対応が必要となる場合に開かれる連携会議に参加している。	・発達障害児等支援連絡会議の内容がサポートファイルのみとなっており、支援に関する協議が行えていない。	・発達障害児等支援連絡会議を開催し、関係機関の連携と情報共有を行うとともに、会議のあり方を検討する。 ・引き続き、個別ケースに応じて、関係機関と連携を図る。
こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 (健康増進課)		・発達の課題や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努めている。 ・発達相談・心理相談等を定期的に開催し、発達が気になる児や発達障害が疑われる児等に対して、相談や支援等を行っている。また、必要な児と保護者へは、関係機関と連携し、出来るだけ早期に適切な教室などへ結びつくよう支援している。 ・5歳児発達相談の場に、こども育成課主事に同席を求め、スムーズな就学への支援を図る。 ・ケース検討会や連絡会を実施し、関係機関との連携を深めている。	・発達に課題のある児とその家族への支援へ個別性が高く、関係者での情報共有が必要となるが不十分な現状にあり、就園や就学時にスムーズな情報共有が必要。	・発達相談・心理相談等を定期的に開催し、発達が気になる児や発達障害が疑われる児等に対して、相談や支援等を行っている。また、支援が必要な児と保護者へは、関係機関と連携し、出来るだけ早期に適切な教室などへ結びつくよう支援していく。 ・健診等で、医師・保健師・臨床心理士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が連携し、児の発育・発達の異常や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努める。また、発達障害が疑われる児に対しては、早期に療育等につながるよう、関係機関と連携していく。 ・5歳児発達相談を実施し、スムーズな就学に向けて、関係機関と連携し支援していく。
(4)「地域で生活できる」まちづくり				
①保健・医療の充実				
効果的な保健・医療サービスの提供 (健康増進課)	相談から治療、訓練、指導に至るまで、一貫した保健、医療サービスが受けられるよう、医療関係機関との連携のもと、効果的なサービスの提供に努めます。	すこやか市民健診(5月～11月に51日間)における健康相談、健診結果相談会、地域での健康教室・健康相談時にかかりつけの医師、歯科医師を持つよう啓発。 障害児者を対象とする歯科保健相談を9月7日に実施し、16人参加。 歯科訪問指導 0名(平成30年1月末現在) 口腔訪問指導 8名(平成30年1月末現在)	障害のある方への事業の周知	健康相談や健康教室等の機会を通し、かかりつけの医師や歯科医師を持つよう啓発する。
効果的な保健・医療サービスの提供 (高年介護課)		基本施策に該当する事業は実施していません。		基本施策に該当する事業は実施していません。
効果的な保健・医療サービスの提供 (社会福祉課)		北但広域療育センターの指定管理者に(福)神戸聖隷福祉事業団を指定し、幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者・家族への支援の充実、風発達クリニック等関係機関との連携体制の構築を図り、支援を行っている。		北但広域療育センターでは、引き続き幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者・家族への支援の充実、風発達クリニック等関係機関との連携体制の構築を図り、充実した支援を行う。また相談支援から適切なサービスや医療の提供に努める。
健康、体力づくりの推進 (健康増進課)	健康増進施設を活用した障害のある人のスポーツ環境の整備や生活習	・健康増進施設「ウェルストーク豊岡」 都度利用者に障害者料金設定(50%割引) 障害者利用者延 214	障害者に対して事業のPRが十分にできていない。	・健康増進施設「ウェルストーク豊岡」 都度利用者に障害者料金設定(50%割引)

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取り組み方針
	慣病予防、運動習慣づくりなどの取り組みを推進します。	人 ※必要に応じてスタッフによる個別説明、指導を実施 ・健康運動教室「はつらつチャレンジ塾」 障害者参加者1人 ※必要に応じてスタッフによる個別説明、指導を実施 ・玄さん元気教室 未把握		<ul style="list-style-type: none"> 健康運動教室「はつらつチャレンジ塾」 障害者参加者の積極的な受入 玄さん元気教室 障害者参加者の積極的な受入呼び掛け 健康ポイント制度 健康ポイント制度リニューアルに伴う積極的な参加呼び掛け
リハビリテーション体制の充実 (健康増進課)	障害のある人が、その障害に応じた機能訓練などを受けることができるよう、リハビリテーション体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 在宅リハビリ訪問 実人数18人 延べ人数20人(平成29年度見込み) 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅リハビリ訪問事業は、継続的な利用を目的としていないため、継続的なリハビリが必要な方には、継続的に利用できるような支援が必要です。(現状では、医療や福祉サービス利用へつながるよう支援している。) 在宅リハビリ訪問が必要な方への周知が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅リハビリ訪問事業(理学療法士・作業療法士による指導) 障害のある人も住み慣れた地域・家庭で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、身心の状況に応じた生活環境の整備や日常生活上の相談や助言を行う。
障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実 (社会福祉課)	障害の特性に配慮した保健・医療サービスが受けられるよう努めるとともに、医療的ケアが必要な障害児・者や難病患者に対するサービス基盤を充実させるための方策を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)を適切に利用できるよう、医療機関と連携しながら、制度の周知に努めた。 		<ul style="list-style-type: none"> 対象者が自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)を適切に利用できるよう、医療機関と連携しながら、制度の周知に努める。
障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実 (健康増進課)				
②精神保健施策の推進				
理解促進、啓発活動の推進 (社会福祉課)	研修会や教育現場などさまざまな場面での啓発活動を通じて、精神障害に対する理解の促進を図り、精神障害のある人が暮らしやすい地域社会をつくりまします。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者週間に合わせて、精神障害者に対する理解の促進を図るため、啓発記事を市広報紙12月号に掲載した。 12/12 但馬地区精神保健福祉研修会による啓発を共催し支援 6/17 生活支援センターほおずきによる地域交流・啓発事業の後援 ひきこもり支援啓発用パンフレットを市内コンビニエンスストアに設置 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の地域移行がすすめられる中、地域での精神障害者に対する理解と、精神障害者も含めて誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて、精神障害者の果たせる役割を見出していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページや広報紙等を活用しての啓発を継続 但馬地区精神保健福祉研修会や生活支援センターほおずきによる啓発事業への協力 ひきこもり支援啓発用パンフレットの配布や市内コンビニエンスストアへの更新設置
理解促進、啓発活動の推進 (健康増進課)		<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防週間・自殺対策強化月間キャンペーンの実施(9月・3月) 市広報による啓発、ポスター掲示、ホームページへ啓発記事の掲載 図書館でこころの健康づくりに関する本の紹介コーナーの設置 地域での健康教室に出向いた際に、うつ予防の健康教育を実施 6会場で104名(平成29年度末見込) 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害による社会生活の困難さは外からは見えにくく、当事者の生きづらさが理解されにくいという現状があります。 精神障害について十分な理解が得られていないため、障害のある人の自立や社会参加が妨げられることもあります。引き続き関係機関との連携により、精神障害に対する正しい理解と認識を深めるための広報・啓発活動が必要です。 また、こころの健康づくりのため、うつ予防などこころの健康に関する正しい理解についての啓発も必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防週間・月間キャンペーンの実施(9月・3月) 市広報による啓発、ポスター掲示、ホームページへ啓発記事の掲載 図書館でこころの健康づくりに関する本の紹介コーナーの設置 地域での健康教室に出向いた際に、うつ予防の健康教育を実施

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針
<p>こころの健康づくりの推進 (健康増進課)</p>	<p>自殺、うつ病の相談窓口の充実や支援体制の整備を図るとともに、自殺、うつ病のハイリスク層に対する支援のあり方を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こころのケア相談 (2か月に1回実施) 相談実績 延 21件 (平成29年度末見込) ・こころの相談室 (毎月1回実施) 相談実績 延 27件 (平成29年度末見込) ・こころの相談事業のチラシを作成し、関係機関への配布 医療機関、各健康福祉センター、コミュニティセンターなどに設置 ・相談窓口 PR カードを作成し、市内コンビニエンスストア 29か所に設置 ・ゲートキーパー研修 参加者 87人 (市職員 27人、支援者 40人、民生委員 20人) (平成29年度末見込) 	<p>豊岡市健康行動計画 (第1次) の最終評価では、依然ストレスを感じている人は多い (77.8%) 状況にあります。また、ストレスが大きい人は、誰にも相談できず悩んでいる可能性が高い傾向にあります。相談しやすい環境づくりと、いつもと比べて元気のない人に気が付いたときに声を掛け合える関係づくりが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こころのケア相談 (2か月に1回実施) ・こころの相談室 (毎月1回実施) ・こころの相談事業のチラシを作成し、関係機関への配布 医療機関、各健康福祉センター、コミュニティセンターなどに設置 ・相談窓口 PR カードを作成し、市内コンビニエンスストアに設置 ・相談窓口 PR ステッカーを作成し、市内コンビニエンスストアや各健康福祉センター、コミュニティセンター、図書館のトイレに設置 ・地域での健康教育及びゲートキーパー養成研修の実施
<p>関係機関との連携 (社会福祉課)</p>	<p>相談支援やケアマネジメントなどに携わる支援者が専門性を持って、充実した支援を提供することができるよう、障害者自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化や人材育成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豊岡市障害者自立支援協議会に相談支援グループを設け、定期的に会議を開催し、スキルアップや情報共有を行った。 ・豊岡市ひきこもり支援連絡会議を6回/年開催し、事例検討などを通じて、ひきこもり支援において、関係機関で連携して支援にあたっている。 		<p>引き続き、障害者自立支援協議会やひきこもり支援連絡会議を通じて、関係機関連携の強化を図っていく。</p>
<p>関係機関との連携 (健康増進課)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策庁内連絡会議の開催 (1回目 4月26日開催、2回目 12月1日開催) ・自殺を予防するための実務者会議の開催 (1回目 5月16日開催、2回目 6月2日開催、3回目 11月22日開催) ・こころの健康に関する「庁内つなぎ先一覧」の庁内各課への配布 ・地域包括支援センターやケアマネジャーを対象にこころの相談事業チラシを配布 ・図書館による協力のもと、こころの相談窓口のPRカードやひきこもり支援のチラシを配布 ・ゲートキーパー研修 参加者 87人 (市職員 27人、支援者 40人、民生委員 20人) (平成29年度末見込) 	<p>自殺予防対策関連事業等の実施により、こころの健康に関する相談が健康増進課へつながる事例が増えている傾向にあると感じる。今後もよりスムーズな連携を目指し、引き続き関係機関へ向けての情報発信をしていく必要があります。</p> <p>相談機関につながりやすい環境づくりを目指し、市職員・支援者・民生児童委員等を対象にしたゲートキーパー研修を継続する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策庁内連絡会議の開催 ・自殺を予防するための実務者会議の開催 ・こころの健康に関する「庁内つなぎ先一覧」の庁内各課への配布 ・地域包括支援センターやケアマネジャーを対象にこころの相談事業チラシを配布 ・支援者対象のゲートキーパー養成研修の実施
<p>地域移行・地域定着の推進 《拡充》 (社会福祉課)</p>	<p>地域生活への移行を進めるため、県が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議等と連携を図りながら、相談支援事業者による地域移行・地域定着の取り組みが円滑に実施できるよう支援します。</p> <p>また、身近な地域における社会参加や交流の場としての役割をもつ地域活動支援センターの活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援の支給実績 8件 (1月末時点) ・地域定着支援の支給実績 15件 ・精神障害者地域移行・地域定着戦略会議に毎月参加 医療機関や関係機関と連携し、円滑な地域生活への移行を図っている。 ・地域活動支援センターを全 10 施設に補助金交付及び、交流会の開催や紹介パンフレットや市ホームページで啓発。 	<p>病棟での説明会などへの参加者も減少してきており、退院意欲のある患者の地域移行はすすんだが、今後は地域移行により多くの課題を抱える患者になり、更なる支援機関の連携や環境調整が必要になる。</p> <p>また市内の障害者対応のグループホームは常に満床状態であり、グループホームから一般住宅などへの地域移行が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病床などからの地域生活への移行については、更なる支援機関との連携を図り、地域移行支援や地域定着支援のスムーズな利用につなげていく。 ・グループホームから一般住居への移行については、住まいの確保にかかる取組みとも関連付けて検討するとともに、地域生活に必要なサービスの提供について、個々のケースに応じて相談支援事業所と調整する。 ・地域活動支援センターに対し、補助金交付や啓発協力、研修会等で活動を支援する。

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針												
地域移行・地域定着の推進 《拡充》 (健康増進課)		保健師の精神保健に関する訪問のうち、社会復帰支援に向けた訪問件数 延 68 件 (平成 29 年度末見込)	精神障害のある人が地域で安心していきいきと暮らすことができるようにするには、保健・医療・福祉サービスなどの充実とともに、関係機関との連携による精神障害に対する正しい理解と認識を深めるための広報・啓発活動が必要です。	・こころの健康づくり対策として、自殺やうつ病予防の啓発活動を推進していく。 ・精神疾患を持つ人の社会復帰に向けて、関係機関と連携しながら個別支援を充実していく。												
③生活支援の充実																
地域生活支援拠点等の整備 《新規》 (社会福祉課)	障害のある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れなど)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。	地域生活支援拠点整備の事例等の調査を行った。 相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能充実を図るため、他市のセンターの視察を行った。	拠点整備の機能の詳細な内容や基準は示されておらず、必要な機能や充足の程度の判断は市が行うこととなっているため、市で整備方針を定める必要がある。 市の現状と課題を踏まえ、整備する機能の優先順位を決める必要がある。	地域生活支援拠点等の体制を検討 体制整備に向け取組み、スケジュールを作成												
重度の障害のある人、障害のある人の高齢化への対応 (社会福祉課)	重度の障害のある人が、地域で自立して生活していくために必要な支援を行うとともに、全国的にも進みつつある障害のある人及び介助者の高齢化への対応に努めます。 ○重度の人を対象としたサービス体制(短期入所など)の充実 ○豊岡市老人福祉計画・第6～7期介護保険事業計画の施策との調整 ○地域包括支援センターなどとの連携	重度の障害のある人が、地域で自立して生活していくために必要な支援を行うとともに、全国的にも進みつつある障害のある人及び介助者の高齢化への対応に努めた。 ・重度の人を対象としたサービスの確保 ・豊岡市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画の施策との調整 ・地域包括支援センターなどとの連携 ・豊岡市障害者自立支援協議会運営会議せいかつ部会と連携し、重症心身障害児者の支援体制について協議を行った。	対象者のニーズを掘り下げ、求められるサービスの充実を図る等の取り組みが必要だが、ニーズ把握が難しい状況にある。	重度の障害のある人が、地域で自立して生活していくために必要な支援を行うとともに、全国的にも進みつつある障害のある人及び介助者の高齢化への対応に努める。 ・重度の人を対象としたサービスの確保 ・豊岡市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画の施策との調整 ・地域包括支援センターなどとの連携 ・豊岡市障害者自立支援協議会運営会議せいかつ部会と連携し、重症心身障害児者の支援体制について協議を行う。												
重度の障害のある人、障害のある人の高齢化への対応 (高年介護課)		<p>・自立支援サービス事業所、実施事業者との連携を密にし、相談業務に努めた。</p> <p>・外出困難な高齢者等の在宅生活を支援するため、利用者の利便性等を考慮して事業の実施に努めた。</p> <p>(H29.12月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="988 1402 1745 1684"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給対象者数 (人)</th> <th>支給件数 (件)</th> <th>支出額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族介護用品 支給事業</td> <td>64</td> <td>378</td> <td>2,223,356</td> </tr> <tr> <td>訪問理美容サ ービス事業</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>18,000</td> </tr> </tbody> </table>		支給対象者数 (人)	支給件数 (件)	支出額(円)	家族介護用品 支給事業	64	378	2,223,356	訪問理美容サ ービス事業	15	9	18,000	<p>・家族介護用品支給事業においては、制度外で実施する事業者が見込まれるため、事業推進の手法等の見直しが必要。</p> <p>・家族介護用品支給事業に係る国の検討状況について情報を収集しつつ、補助金対象外となった場合のあり方について検討が必要。</p> <p>・訪問理美容サービス事業の利用者が、一部地域に偏っている。</p>	<p>・家族介護用品支給事業については、平成30年度は現行のとおり実施する。</p> <p>・訪問理美容サービス事業については、利用者数の動向によっては、事業の見直しを検討する。</p>
	支給対象者数 (人)	支給件数 (件)	支出額(円)													
家族介護用品 支給事業	64	378	2,223,356													
訪問理美容サ ービス事業	15	9	18,000													
障害福祉サービス等の利用促進 (社会福祉課)	障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、障害福祉サービスや自立支援医療費及び補装具費の支給など、各サービスの利用にあたり、必要な人が適切に利用できるよう、事業の周知やニーズの把握に努めます。	<p>・対象者が自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)を適切に利用できるよう、医療機関と連携しながら、制度の周知に努めている。</p> <p>・但馬地区での補装具巡回相談について、豊岡地区での開催につき、防災無線で案内した。</p> <p>・障害福祉サービス等の概要をわかりやすくまとめた「障害者福祉のしおり」を改定し、市ホームページに掲載するとともに、冊</p>	障害福祉サービスは、適用範囲や対象者要件が制度により異なっており、理解されにくい。	<p>・対象者が自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)を適切に利用できるよう、医療機関と連携しながら、制度の周知に努める。</p> <p>・補装具を必要とする身体障害者(児)へ補装具が障害者総合支援法に基づき、正しく、適切に交付されるよう、手帳交付の際や窓</p>												

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取り組み方針
		子を窓口で配布した。		口での相談の際に積極的に制度の周知を図る。また、豊岡市で行われる補装具巡回相談について、市広報へ掲載し周知し、身体障害者の方々の負担が極力少なくすむよう、積極的に案内する。
障害福祉サービスの質の向上 (社会福祉課)	障害者自立支援協議会を通じて、サービス事業者間の連携による情報交換の機会や研修会を設け、障害福祉サービスの質の向上に努めます。 また、サービス事業者への外部評価などの仕組みの活用を促進します。	障害者自立支援協議会において、サービス管理責任者ネットワーク会議を平成30年1月26日(金)に開催		引き続き、サービス事業者間の連携による情報交換の機会や研修会を設け、障害福祉サービスの質の向上に努める。
地域生活支援事業の推進 (社会福祉課)	障害のある人が、日常生活を快適にかつ安全に送ることを支援するため、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を推進します。	地域生活支援事業実施要綱にある下記事業を実施 ・自発的活動支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・日常生活支援用具給付等事業 ・移動支援事業 ・訪問入浴サービス ・日中一時支援 ・点字・声の広報等発行事業 ・相談支援事業 ・意思疎通支援事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・地域活動支援センター機能強化事業 ・生活訓練等 ・レクリエーション活動等支援	今年度は「理解促進研修・啓発事業」は実施できていない。	引き続き、地域生活支援事業実施要綱にある事業を実施する。 理解促進研修・啓発事業については、効果的な実施方法について検討する。
移動、交通手段の充実 【(1)-③の再掲】 《拡充》 (都市整備課)	障害のある人が地域において自立した生活を営める環境づくりや、社会参加しやすい環境づくりをめざし、移動の不自由さの解消、交通手段の充実に努めます。 また、障害のある人にとって電車やバスなどの公共交通機関が使いやすくなるよう取り組みを進めます。	5ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5ページ「移動、交通手段の充実」に掲載
移動、交通手段の充実 【(1)-③の再掲】 《拡充》 (高年介護課)		5ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5ページ「移動、交通手段の充実」に掲載
移動、交通手段の充実 【(1)-③の再掲】 《拡充》 (社会福祉課)		5ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5ページ「移動、交通手段の充実」に掲載
④家族等介護者の支援				
福祉サービスなどの利用促進 (社会福祉課)	障害のある人やその家族が、福祉サービスやボランティア活動、地域の福祉活動などについて知識を深められるように、市ホームページ、出前講座、障害者福祉のしおりなどにより情報提供を行うとともに、これら福祉サービスなどの利用促進を図り	・障害福祉サービス等の概要をわかりやすくまとめた「障害者福祉のしおり」を改定し、市ホームページに掲載するとともに、冊子を窓口で配布した。 ・「声の広報」等の作成・配布等 ・防災情報FAX 台風接近に伴い送信を行った。		「障害者福祉のしおり」の適宜修正(法改正に伴うもの等) 声の広報・議会だより発行事業(豊岡市視覚障害者協会へ委託) 録音図書 年間3タイトル15巻 市広報 年12回 議会だより 年4回

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針
	ます。			点字図書 年間15巻等 防災情報・FAXメール配信 不定期 災害時のみ
福祉サービスなどの利用促進 (高年介護課)		介護保険制度に基づいたサービスの利用ができるよう、市広報、市ホームページ、出前講座、冊子などにより制度内容の周知を図りました。 冊子：「介護保険のしおり」(1,500部)、「みんな笑顔で介護保険」(2,500部)、「介護保険料のしおり」(28,000部)、「負担割合証のしおり」(7,000部)を作成しました。	介護に携わる家族等の心身の負担の軽減を図るため、必要な介護サービスが、必要な時に受けられるよう情報提供を行うことが必要です。	平成30年度は、老人福祉計画・第7期介護保険事業計画の初年度にあたり、介護保険制度も大きく改正されていること等から、今まで以上に介護保険制度・老人福祉施策等の周知を図ります。
家族等介護者のこころのケア (社会福祉課)	家族介護者が悩みを相談したり、情報交換したりできるように、家族介護者同士の交流の機会づくりを支援するとともに、障害のある人の一時預かりなどの機会の確保に努めます。 ・家族介護支援事業 ・こころのケア相談 ・短期入所などサービス等の情報提供	・家族介護者が悩みを相談したり、情報交換したりできるように、家族会の活動を支援している。 2/26 但馬地区精神障害者家族連合会の家族教室に後援 豊岡市精神障害者家族会の活動支援(自発的活動支援事業委託60,000円)9月より毎月茶話会開催を支援 ・必要な方に、こころのケア相談やこころの相談室、ひきこもり心理カウンセリング、各種障害者相談などを適宜紹介。 ・障害者当事者と家族がお互いに健やかに過ごせるように、相談支援事業所を通じて、必要な対象者に短期入所などのサービスの情報提供を行った。		・家族会活動の支援を継続 ・家族介護者に対し、必要に応じて相談機会を紹介する
家族等介護者のこころのケア (高年介護課)		基本施策に該当する事業は実施していません。		基本施策に該当する事業は実施していません。
家族等介護者のこころのケア (健康増進課)		・こころのケア相談(奇数月実施中) 相談実績 延 21件(平成29年度末見込) ・こころの相談室(毎月1回実施中) 相談実績 延 27件(平成29年度末見込)	家族介護者や障害を抱える方が、こころの健康を維持するために必要時相談できる場が今後も必要です。また、短期入所などの必要なサービスが必要なときに受けられるよう、福祉サービスの情報提供を行うことも必要です。	・「こころのケア相談」 精神科医師による定例相談 2か月に1回 ・「こころの相談室」 臨床心理士及び保健師による定例相談 毎月1回
放課後等の居場所の確保 (社会福祉課)	医療、福祉、学校、地域と連携し、保育所、放課後児童クラブとの利用調整や日中一時支援事業の充実を図り、保護者が安心して就労できる環境を整備します。	相談支援事業所において、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、日中一時支援事業など、それぞれの利用者に合わせた計画が作成され、放課後等の居場所の確保につとめた。	・地域によっては事業所まで遠く、送迎の都合がつかずに利用できないケースも少なくない。 ・サービス利用だけでなく、地域活動への参加・受け入れにかかる理解や環境づくりも必要である。	・引き続き関係機関と連携し、相談支援体制を充実し、障害児への適切なサービス提供を行う。 ・相談支援事業所と連携し、個々の特性や生活状況に応じた支援について調整する。
放課後等の居場所の確保 (こども育成課)		介護や病人の看護等を理由として、年度当初に保育所の入所申込みがあった場合は、入所調整し、なるべく保育所に入所できるよう調整している。年度途中に同様の理由で短期間の保育所利用の希望があった場合は、一時保育の利用案内をしている。 ※家族の看護を理由とした保育所入所者・・・21名(10月1日現在) 同様の理由により、放課後児童クラブの利用申し込みがあった場合も、利用調整を行った。 家族の看護を理由とした放課後児童クラブ利用者・・・1名	待機児童が発生している状況であるため、介護・看護に係る家庭の児童の受け入れが困難な場合がある。	介護・看護に携わる家族等の心身負担軽減のため、家族の病気や病人等の看病が必要なときは、児童の保育所や放課後児童クラブ等への入所調整に努める。

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取り組み方針
(5)「安全で安心して暮らせる」まちづくり				
①福祉のまちづくり				
だれにもやさしいまちづくりの推進 (社会福祉協議会)	自然との調和に配慮し、あらゆる社会的な障壁の除去に努めるとともに、だれもが利用しやすい施設などの整備を進めるなど、障害のある人もない人もともに一人の人間としていきいきと暮らせるまちづくりを推進します。	地域での困りごとの発見や解決に向けての取り組みについて話し合う場づくりを進め、具体的な取り組みにつながるよう障害者基幹相談支援センターや関係機関との連携も図った。	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが安心して快適に暮らすことのできるまち、自由に行動できるまちづくりをめざして、障害者団体からの意見を取り入れる。 ・障害者差別解消法を基本に、商店が点字メニューや筆談ボードを置いたり、スロープや手すりの設置をするなど、福祉施策を総合的に推進する体制も必要。 	行政区の中で、地域での困りごとの発見や課題の解決に向けた話し合いの場づくりを地域住民と専門職が協働して進め、だれもが安心して暮らせる地域づくりを行います。
障害のある人の意見を聞く場の確保 (社会福祉課)	市が進める地域環境や住環境などのバリアフリー化を含めたまちづくりに関して、障害のある人の意見を聞く機会の確保に努めます。 また、企業、商店、事業所などが障害のある人の意見を聞く場を設けるよう努めます。	<p>○第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に伴い、障害種別（9グループ）ごとにグループインタビューを実施した。 視覚 8/4、発達 8/8、肢体・内部 8/21、障害児等 8/21、聴覚 8/22、精神 8/25、知的 8/27、重心 9/4、特別支援 9/5</p> <p>○第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に伴い、障害児（18歳未満）あるいは障害児通所支援サービス利用者（5歳以上18歳未満）を対象にアンケート調査を実施した。 対象者数 351人、回収者数 128人、回収率 36.5%</p>	計画策定しない年度に障害のある方から意見を聞く機会を検討する必要がある。	新規事業を行う際には、適宜意見を聞く場の確保に努める。
障害のある人の意見を聞く場の確保 (社会福祉協議会)		障害のある人が地域で気軽に集える場づくりを進め、その中で地域生活における困りごとなどの情報収集を行った。障害者基幹相談支援センターにおいては、相談支援の中で、当事者やその家族との話し合いにおいて生活課題を聞き取り、関係機関と協働しながら検討を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での困りごとの発見や解決方法を話し合う場を行政区単位で実施しているが、障害のある方への理解や、障害の特性などを地域住民に理解してもらうことは難しい。 ・障害のある人が地域で気軽に集える場づくりをすすめる中で、地域生活における困りごと等を聞き、関係機関と連携を図りながら課題解決に取り組むことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で気軽に集える場づくりを各地域で展開することで、障害のある方の地域生活における困りごとを把握し課題解決に向けて関係機関と連携を図る。 ・障害者基幹相談支援センターにおいては、障害のある方が地域生活の中で抱えている困りごとを聞き取り、関係機関につなげる等連携をとりながら、住みやすい地域づくりを進める。
地域環境のバリアフリー化の推進 (社会福祉協議会)	兵庫県福祉のまちづくり条例の啓発、普及に努めるとともに、条例に基づき、公共施設などの整備、改善及び段差の解消など、だれもが利用しやすい施設のバリアフリー化を計画的に推進します。 また、各施設などの個別のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサル社会づくりに総合的に取り組みます。 【主な整備項目】 ○出入り口などの段差解消 ○誘導用ブロックの敷設 ○多機能トイレの設置 ○手すりの設置 ○障害者等用駐車区画の設置（兵庫ゆずりあい駐車場制度の推進）	各健康福祉センターに「ゆずりあいの駐車場」のスペースを確保し、障害のある人が社会参加しやすい環境づくりを進めました。		各健康福祉センターに「ゆずりあいの駐車場」のスペースを確保し、障害のある人が社会参加しやすい環境づくりを進めます。

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針
交通環境のバリアフリー化の推進 (都市整備課)	各関係機関との連携のもと、低床バスの導入を促進するとともに、公共交通機関、交通施設、利用情報などのバリアフリー化の推進に努めます。	ノンステップバスの購入補助（3台）	運行事業者が車両更新される際、バリアフリー対策としてノンステップ車両の採用を要請。 【課題】 ①コスト増（費用面）への財政措置 ②積雪地域へは、ノンステップ車両が導入出来ない。（走行困難なため）	ノンステップバスの購入補助（3台）
交通環境のバリアフリー化の推進 (社会福祉課)		兵庫ゆずりあい駐車場利用者証交付件数 33件（平成30年2月時点）		引き続き、障害者手帳交付の際、兵庫ゆずりあい駐車場利用者証の周知を図り利用者の拡大を図る。
住環境のバリアフリー化などの推進 (建築住宅課)	障害のある人の多様なニーズに対応し、住み慣れた居宅で住み続けることができるよう、住宅のバリアフリー化を支援します。また、市営住宅についても、設計や設備などの面でバリアフリー化を考慮した整備に努めます。	特定非営利活動法人に市営久畑二ノ宮特定公共賃貸住宅を貸し出し、同事業者が行うグループホーム事業を支援した。 ・施設開所 平成25年4月1日 ・入所者数 13名（平成29年12月31日時点）	当該住宅の公営住宅としての使用が見込めないことから、国から平成30年度以降目的外使用の承認をしない旨通知されている。今後は目的外使用によってではなく、用途廃止をした上で貸し付けを行う必要がある。	当該住宅を平成30年4月1日付用途廃止した上で社会福祉課に所管替えし、以降は社会福祉課から事業者へ貸し付けすることで引き続きグループホーム事業の運営を支援する。
住環境のバリアフリー化などの推進 (社会福祉課)		障害者（児）日常生活用具給付事業【居宅生活動作補助用具】 ・H27 3件 公費負担 580,000円 住宅改修（段差解消、手摺り取付） ・H28 2件 公費負担 380,000円 住宅改修（浴室の段差解消、手摺り取付） ・H29 1件 公費負担 57,600円 住宅改修（手摺り取付）（平成30年1月末）		障害者（児）日常生活用具給付事業【居宅生活動作補助用具】を、引き続き実施する。
住まいの確保 《新規》 (建築住宅課)	障害のある人が円滑に住まいを確保することができるよう、公営住宅の空室活用及び公的保証人について検討するとともに、不動産業者等との連携に努めます。 また、グループホームの整備を支援するとともに、地域の障害に対する理解の促進に努めます。	特定非営利活動法人に市営久畑二ノ宮特定公共賃貸住宅を貸し出し、同事業者が行うグループホーム事業を支援した。 ・施設開所 平成25年4月1日 ・入所者数 13名（平成29年12月31日時点）	当該住宅の公営住宅としての使用が見込めないことから、国から平成30年度以降目的外使用の承認をしない旨通知されている。今後は目的外使用によってではなく、用途廃止をした上で貸し付けを行う必要がある。	当該住宅を平成30年4月1日付用途廃止した上で社会福祉課に所管替えし、以降は社会福祉課から事業者へ貸し付けすることで引き続きグループホーム事業の運営を支援する。
住まいの確保 《新規》 (社会福祉課)		グループホーム新規開設サポート事業補助金交付予定 1件 市90,000円、県90,000円 豊岡・朝来健康福祉事務所と豊岡市及び豊岡市障害者自立支援協議会の共催により、「障害者・高齢者・生活困窮者の居住支援研修会」を平成30年3月1日（木）に開催 ・講演「障害者の居住支援の取り組みと支援体制の充実」 講師：阪井土地開発株式会社 代表取締役 阪井ひとみ氏	住宅確保要配慮者である障害者等の住まいの確保及び入居後の生活を支援する仕組みづくり	住宅確保要配慮者である障害者等の住まいの確保及び入居後の生活を支援する仕組みづくりについて検討する。 グループホームの新規開設を支援する。
情報、サービスのバリアフリー化の推進 (秘書広報課)	わかりやすい印刷物（市広報紙など）の普及、促進、わかりやすいホームページの作成、運用、会議、講演会、選挙における配慮などについて、障	広報ハンドブックに基づいた分かりやすく、効率・効果的な市ホームページ、市広報紙、防災行政無線などによる情報発信。 なお、市ホームページは平成30年5月の更新に向け、高齢者および障害のある人を含む全ての人が利用しやすい情報提供環	高齢者や障害者など心身の機能に制約ある人でも、年齢的・身体条件に関わらないさまざまな情報提供方法の実現。	市ホームページでは、高齢者および障害のある人を含む全ての人が利用しやすいため、総務省が推奨している日本工業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針」を準拠

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取り組み方針
情報、サービスのバリアフリー化の推進 (総務課)	<p>害者団体などの意見を聞きながら、障害のある人に対応した情報、サービスのバリアフリー化の推進に努めます。</p>	<p>境を整備中。</p> <p>7月の兵庫県知事選挙については計画通り執行できた。10月の豊岡市議会議員選挙については解散による衆議院議員総選挙との同日選挙となった。また、投票日当日は台風接近により投票所閉鎖時間を繰り上げるといった特殊事象も発生したが、点字版氏名掲示の備え付けや、音声版選挙のお知らせ・選挙公報などの配布は通常通り行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり条例「チェック&アドバイス制度」の点検に伴う助言に従い、北出入口～総合案内間に誘導用ブロックを追加設置（H29.3施工）。 北出入口前スロープのコンクリート壁に、衝撃吸収のためのウレタンクッションを取付け（利用者からの要望に対する改善）。 	<p>市議会議員選挙及び衆議院議員総選挙の投票所繰上げ閉鎖については、市当局からの強い要請を受け、あわただしく決定したが、十分な周知時間が取れず、結果として周知が不十分となった。周知については主に防災行政無線を使用して行った。この際、聴覚障がい者に対しては、健康福祉部を通じ、FAXによる周知を図ったが、今後とも突発的な周知事項が発生した際など、同様の対応を取ることができるよう、連携確認の必要がある。</p> <p>本庁舎については建設時にバリアフリー化が十分図られているものの、利用実態や状況変化によってはまだ十分とは言いきれず、今後も改修を重ね補完していく必要がある。</p>	<p>し、適合レベルのAA(ダブルエー)を目指す。</p> <p>国・県・市とも基本的には選挙の実施予定はない。憲法改正国民投票や突発的な選挙執行の際には、これまでと同様に啓発・情報発信などバリアフリー化に配慮した取り組みに努める。</p> <p>具体的な事業計画はないが、改善の要望等があれば、内容の精査、実施の可否を検討のうえ、随時改良を図っていく。</p>
情報、サービスのバリアフリー化の推進 (社会福祉課)		<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者の方については、FAX・メール・磁気テープ等を有効に活用しながら、情報提供を行い、情報格差の解消を図った。 「点字・声の広報発行事業」において、事前登録をした希望者に配布。（広報12回/年 議会だより4回/年） 市長選挙等の実施にあたり、視覚障害により1・2級の身体障害者手帳を所持する障害者のうち、希望者に選挙公報の内容を録音したCDを配布。 		<p>聴覚障害者については、FAX・メール・磁気テープ等を有効に活用しながら、情報提供を行い、情報格差の解消を図る。</p> <p>視覚障害者については、「点字・声の広報発行事業」により、行政情報等を音声で伝えることで情報格差の解消を図る。</p>
観光地における他地域から訪れる人への対応 《拡充》 (大交流課)	<p>インバウンドの取り組みにより観光客が増加する中、他地域から観光客が訪れやすくなるよう、観光地における合理的な配慮の提供の啓発、推進に努めます。</p>	<p>観光施設「玄武洞公園」のトイレ整備：多目的トイレの設置（ベビーチェア・温式便座・オストメイト対応）</p>	<p>すべての観光施設や観光スポットがバリアフリー化されている訳ではないので、観光事業者に対して義務付けは難しい部分がある。また、城崎の旅館については、建物の構造上、改修が困難。</p>	<p>今後の玄武洞公園整備に向け、公園入口から園内までの階段区間をバリアフリー対応のスロープに変更するなど、ユニバーサルデザイン化に向けた最終調整を進める。</p>
観光地における他地域から訪れる人への対応 《拡充》 (社会福祉課)			<p>企業等に対し、合理的な配慮の啓発ができていない。</p>	<p>企業等への啓発方法については、関係課と情報共有や協議を行う。</p>
②防犯・防災施策の促進				
災害時要援護者登録制度の推進、充実 (社会福祉課)	<p>「豊岡市地域防災計画」に基づき、障害のある人などを対象とした災害時要援護者登録を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者名簿内容を最新とするため、名簿情報を更新し（8月実施済み、3月予定）、地域支援者に情報提供を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者名簿内容を最新とするため、名簿情報を年2回（8月、2月）更新する。
災害時安心ファイルの活用	<p>災害時などに障害のある人が適切に避難し、避難先で周囲の理解を得</p>	<p>災害時安心ファイルについて、平成25年度作成時に約6千枚を配布し、その後も要求に応じて適宜配布している。障害者福祉</p>	<p>災害時安心ファイルについては、障害のある人だけではなく、周囲の方に知っていただくこ</p>	<p>災害時安心ファイルの内容について、引き続き障害者福祉のしおりに掲載して周知を</p>

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取り組み方針
≪拡充≫ (社会福祉課)	てサポートを受けられるよう、ファイルの内容について障害のある人だけでなく、広く市民に周知を図ります。 また、障害のある人の直近の状況を把握することができるようにするため、ファイルの更新の呼びかけに努めます。	のしおりに内容を掲載し、周知を図った。	とも重要であるため、市民の方に広く周知・啓発が必要である。	図るとともに、市広報紙で広く市民の方へ周知する。
地域防災計画の推進 (防災課)	出前講座などにより積極的な啓発に努めます。 避難にかかる個別支援計画書の作成例の提供や、対応が進んでいる地域の事例を紹介するなど、情報提供に努め、各地域での支援体制づくりの推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者への支援が適切に行き渡るよう、地域への啓発を行いました。 出前講座 計73回実施 2,797人参加 (平成30年2月2日現在) ・健康福祉部専門職員を対象とした職員研修に、防災課職員4人が参加しました。 30人参加 	今年度は障害福祉関係団体への出前講座が実施できませんでした。	地域で支援する人たち、自主防災組織を対象とした出前講座を積極的に実施し、自助・共助・公助による命と暮らしを守る取り組みについて啓発していきます。また、災害時に特に支援を要する人たちへの支援が適切に行き渡るよう、地域、障害福祉関係団体等への啓発を行います。
防犯体制の整備 (生活環境課)	地域での支え合い体制(「声かけ運動」)など、行政、住民、警察、消防などが連携を強化し、犯罪被害を未然に防止するための情報提供など、犯罪を発生させない環境づくりに努めます。	障害者の消費者被害防止の啓発、また被害が起こった時の相談、業者へのあつ旋。 防犯灯設置の促進。	障害者への相談体制の充実を図る	障害者の消費者被害防止の啓発、また被害が起こった時の相談、業者へのあつ旋。 防犯灯設置の促進。
防災情報FAXなど防災情報提供の充実 (防災課)	聴覚障害のある人で、市が行う防災無線の放送が聞き取りにくい人に対して、災害時またはその恐れがあるときにその放送内容をFAX、電子メールで伝達する制度のさらなる充実を図ります。また、防災情報を携帯電話へ配信する、とよおか防災ネット(携帯メール)への登録を勧奨します。	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害のある人で、市が行う防災行政無線の放送が聞き取りにくい人に対して、災害時またはその恐れがあるときにその放送内容をファックスで伝達する取組みを継続して行っている。 ・気象等に関する警戒情報や避難勧告等の発令・避難所情報など防災行政無線での放送内容と同様の情報を配信する「とよおか防災ネット(登録型の携帯メール)」への登録勧奨を市広報等を活用して行っている。 ・高年介護課と連携して、認知症の行方不明者が発生した場合、顔写真等の情報を、とよおか防災ネットのメールで提供する体制を構築している。 	災害時に対策本部の業務が増大したため、防災行政無線で放送を行ったにも関わらず、他の媒体(ファックス、メール)で情報伝達ができなかったことがあった。	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き聴覚障害のある人で、市が行う防災無線の放送が聞き取りにくい人に対して、災害時又はその恐れがある時にその放送内容をファックス・電子メールで伝達する制度のさらなる充実を図る。 ・防災情報を携帯電話へ配信する、とよおか防災ネット(携帯メール)への登録を勧奨する。
防災情報FAXなど防災情報提供の充実 (社会福祉課)		防災FAX・メールについては、定期的に登録者の加除修正を行い、実際の情報提供についても、秋に発生した大型台風の接近時に際して、進路情報や避難情報等の防災無線で放送される情報を、登録者に向けて随時情報提供を行った。	現状は防災無線の内容を簡潔にまとめて情報提供しているが、受信者にとって過不足なく伝わっているか、必要な情報が得られているか、よりよい方法がないか、定期的なニーズの把握が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、聴覚障害者に対し、FAX・電子メール等において緊急情報等を迅速かつ正確に伝えていくため、防災担当課・避難所担当課と密接な連携をとる体制整備。 ・防災FAXの登録者の拡大について検討する。 ・豊岡防災ネット(携帯メール)への登録の勧奨を行う。
災害時、緊急時の対応の検討 (社会福祉課)	災害時、緊急時の障害の特性による対応方法の研修、周知について、今後、避難所での対応を含め、関係機関と連携し、検討します。 また、避難所への手話通訳者など		障害の特性に合った災害時の対応について研修や避難所での対応方法の検討を進めていく必要がある。	災害時、緊急時の対応ができるよう、手話通訳者の派遣体制について検討する。

施策名 (所管課及び関係団体)	施策内容	今年度事業実績	課題	来年度取組み方針
福祉避難場所の充実 (社会福祉課)	<p>医療的ケアが必要な人などが、災害時、緊急時に安心して避難できる福祉避難場所を設置しています。</p> <p>今後、適切な設備のある施設の指定を進めるとともに、運用方法などの検討を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練にて福祉避難所設置にかかる留意点の確認。 ・運用方法については、関係課で協議を行い、ある一定の方向性を示した。 	福祉避難所として 34 施設指定していますが、収容能力が限られている。運用方法について検討を進めていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・万が一の災害に備え、福祉避難所開設の迅速な対応がとれるよう、施設長会議をはじめ、各施設との連携を図る。
福祉避難場所の充実 (防災課)		<p>福祉避難所として協力いただける 1 施設と新たに協定を締結した。</p> <p>8 月 27 日（日）の風水害を想定した市民総参加訓練に合わせて、福祉施設など 23 施設で訓練が行われた。災害時要援護者の安否確認訓練や、搬送訓練等を行った区・町内会もある。</p> <p>福祉避難所との協定に基づき、非常用の物資として、賞味期限が近いアルファ化米を更新した。</p> <p>定例会等を活用し、ケアマネージャーや福祉関係者と福祉避難所の位置づけや、災害時の福祉避難所への避難についての考えを共有する取組みを進めている。</p>	災害時の福祉避難所の開設手順の確認、福祉避難所開設訓練等が実施できていない。	<p>引き続き福祉避難所として協力いただける機関、施設との協定締結を進めます。</p> <p>また、ケアマネージャーなどの福祉関係者と情報共有を行う場を定期的に設ける。</p>
地域支援体制の充実 《拡充》 (防災課)	<p>災害時には、行政などの支援とともに、隣近所による協力、助け合いが必要です。市が新たに作成し全世帯に配布した「行政区別防災マップ」を活用した市民総参加訓練における要援護者避難訓練や地区ごとの避難支援マニュアルの作成、防災訓練の実施等を支援します。</p> <p>地区における支援体制づくりの取り組み状況についても継続的に把握し、地域防災力の充実、強化に努めます。</p>	<p>自主防災組織に対する出前講座や実態調査、防災ワークショップなどの継続した取組みを通じ、災害時要援護者の避難支援体制の構築を進めた。</p> <p>災害時要援護者の個別支援計画策定を促進するとともに、支援者の心理的負担の軽減を目途に、支援者に加入いただくボランティア保険の保険料を公費負担する取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・103 区（町内会）が個別支援計画を策定（策定率 28.7%） ※台帳に避難行動要援護者の登録がある区（町内会）の個別支援計画策定率は 33.3%（77/231） ・765 人の支援者がボランティア保険に加入 	台帳に避難行動要援護者の登録がある区（町内会）の個別支援計画策定率が 33.3%に留まっている。	<p>引き続き自主防災組織に対する出前講座や防災ワークショップなどを行う。</p> <p>自主防災組織実態調査についても毎年実施し、地域での支援体制の把握に努め、優良事例、奏功事例等を積極的に紹介する。</p> <p>また、引き続き災害時要援護者の支援者に加入いただくボランティア保険の保険料を公費で負担する取組みにより、個別支援計画策定率の向上を図る。</p>
地域支援体制の充実 《拡充》 (社会福祉課)		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者名簿 <p>内容を最新とするため、名簿情報更新し（8月実施済み、3月予定）情報提供を行った。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者名簿 <p>内容を最新とするため、名簿情報を年 2 回（8月、2月）更新する。</p>